

運輸概要

平成 30 年度版



本庁舎全景



国土交通省

北陸信越運輸局石川運輸支局

目 次

第1章 石川運輸支局の概況

1. 沿革	1
2. 庁舎及び施設の概要	2
3. 組織図・主な業務	3

第2章 業務概要

1. 総務・企画業務関係	
(1)地域公共交通活性化の取組み	4
(2)観光振興	4
(3)バリアフリーの推進	5
(4)環境保全の取組みの推進	5
(5)防災と危機管理	
①防災について	5
②危機管理について	6
(6)公共交通事故被害者等支援	6
2. 輸送・監査業務関係	
(1)旅客輸送	
①乗合バス事業の概況	6
・都市部におけるバスの活性化	6
・地方バス路線の維持	7
②貸切バス事業の概況	7
③タクシー事業の概況	
・タクシー事業の傾向	8
・タクシー特措法について	8
(2)貨物輸送	
①トラック事業の概況	9
②トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会	9
(3)レンタカー	
①レンタカー事業の概況	9
(4)輸送の安全	
①運輸安全マネジメント	10
②輸送の安全確保	10
③運行管理者・整備管理者制度	11
3. 自動車の登録業務関係	
(1)電子情報処理システムによる自動車の登録	11
(2)図柄入ナンバープレートの交付	12

4. 自動車の整備・検査業務関係	
(1)自動車整備事業	12
(2)検査台数	12
(3)自動車整備士養成施設と自動車整備士技能検定合格者	13
(4)ユーザーに対する点検整備啓発と街頭検査	13
(5)環境に優しい自動車整備優良事業場の表彰	14
5. 海事業務関係	
(1)海上運送・港湾運送・舟艇利用	
①海上運送事業	
・旅客定期航路事業	14
・旅客不定期航路事業	15
・人の運送をする内航不定期航路事業(届出、旅客定員 12 名以下)	15
②港湾運送事業	15
・七尾港	15
・金沢港	15
③舟艇利用(競艇場外舟券売り場)	15
(2)船舶関係	
①登録船舶数	16
②造船業及び関連工業	
・造船業について	16
・舶用工業について	16
(3)船員関係	16
(4)運航労務監理官関係	
①船員労務官について	16
②海上運送事業及び内航海運事業について	17
③運輸安全マネジメント評価について	17
(5)船舶検査関係	
①船舶検査	17
②認定事業場及びサービス・ステーション型式承認制度	17
(6)外国船舶の監督(PSC=Port State Control)	17

資料編

1. 倉庫業	
<1-1> 倉庫業者数及び所管面(容)積	19
2. 自動車運送事業関係	
<2-1> 事業者数の推移	20
<2-2> 車両数の推移	20
<2-3> 自動車運送事業者数及び事業用車両数	20

<2-4>	一般乗合旅客自動車運送事業	21
<2-5>	一般貸切旅客自動車運送事業	22
<2-6>	一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制を含む）	23
<2-7>	石川県内タクシー特定地域車両数の変遷	24
<2-8>	石川県内タクシー準特定地域車両数の変遷	24
<2-9>	トラック事業における事業者数及び車両数推移	25
<2-10>	レンタカー事業における事業者数及び車両数推移	25
<2-11>	土砂等運搬大型自動車関係使用者及び車両数	26
<2-12>	重大事故件数の推移	27
3.	自動車の保有台数	
<3-1>	市郡別・車種別・用途別の保有車両数	28
<3-2>	市郡別人口及び保有車両数	29
<3-3>	過去10年の保有車両数及び人口の推移	29
4.	自動車の整備・検査関係	
<4-1>	整備工場の推移	30
<4-2>	検査台数の推移	30
5.	海事関係	
<5-1>	旅客航路等事業者数及び輸送状況	31
<5-2>	旅客船の輸送人員の推移	31
<5-3>	港湾運送事業者数	31
<5-4>	七尾港・金沢港の港湾運送取扱貨物の推移	32
<5-5>	登録船舶数の推移	32
<5-6>	造船所事業者及び事業場数	33
<5-7>	船員法適用船員・船舶数の推移	33
<5-8>	船員労務官監査実績及び違反処理実績	33
<5-9>	船舶検査隻数及び臨検回数の推移	34
<5-10>	P S C（外国船舶の監督）業務実績	34
6.	関係事業者団体	
(1)	認可法人	35
(2)	特例民法法人	35
(3)	その他事業者団体	36
7.	北陸信越運輸局管内運輸支局等	37

第1章 石川運輸支局の概況

1. 沿革

	本庁舎（旧石川陸運支局）	七尾庁舎（旧七尾海運支局）
昭和18年11月		新潟海運局七尾支局設置（運輸通信省）
昭和20年5月		運輸省所轄となる（官制改正）
昭和20年6月		新潟海運局伏木海運監理部七尾支部に改称
昭和20年11月		東海海運局七尾支局に改称（官制改正）
昭和22年3月	金沢鉄道管理局金沢自動車事務所の設置	
昭和22年11月		飯田、輪島、宇出津、金石出張所の設置
昭和23年1月	石川道路運送監理事務所に改称 車両業務が加わる	
昭和24年6月	名古屋陸運局金沢分室に改称	宇出津出張所の廃止
昭和24年11月	石川県陸運事務所の設置 （名古屋陸運局石川分室の廃止）	
昭和26年6月		金石出張所を金沢出張所と改称
昭和27年6月		輪島出張所の廃止
昭和33年1月		飯田出張所の廃止
昭和37年4月	庁舎を金沢市入江3丁目153番地に移転	
昭和40年4月		内浦出張所の設置
昭和45年4月		内浦・金沢出張所の廃止
昭和59年7月	中部運輸局の発足（東海海運局と名古屋陸運局の統合）	
		中部運輸局七尾海運支局に改称
昭和60年4月	中部運輸局石川陸運支局に改称	
平成13年1月	国土交通省の設置	
平成14年7月	中部運輸局から北陸信越運輸局に移管。 石川運輸支局の設置。（陸運支局と海運支局の統合）	
	自動車検査独立行政法人北陸信越検査部石川事務所の設置	
平成28年4月	自動車検査独立行政法人北陸信越検査部石川事務所を独立行政法人自動車技術総合機構北陸信越検査部石川事務所と改称	

平成 30 年 9 月	庁舎（検査場含む）を現在地（金沢市直江東 1 丁目 1 番）に移転	
-------------	-----------------------------------	--

2. 庁舎及び施設の概要



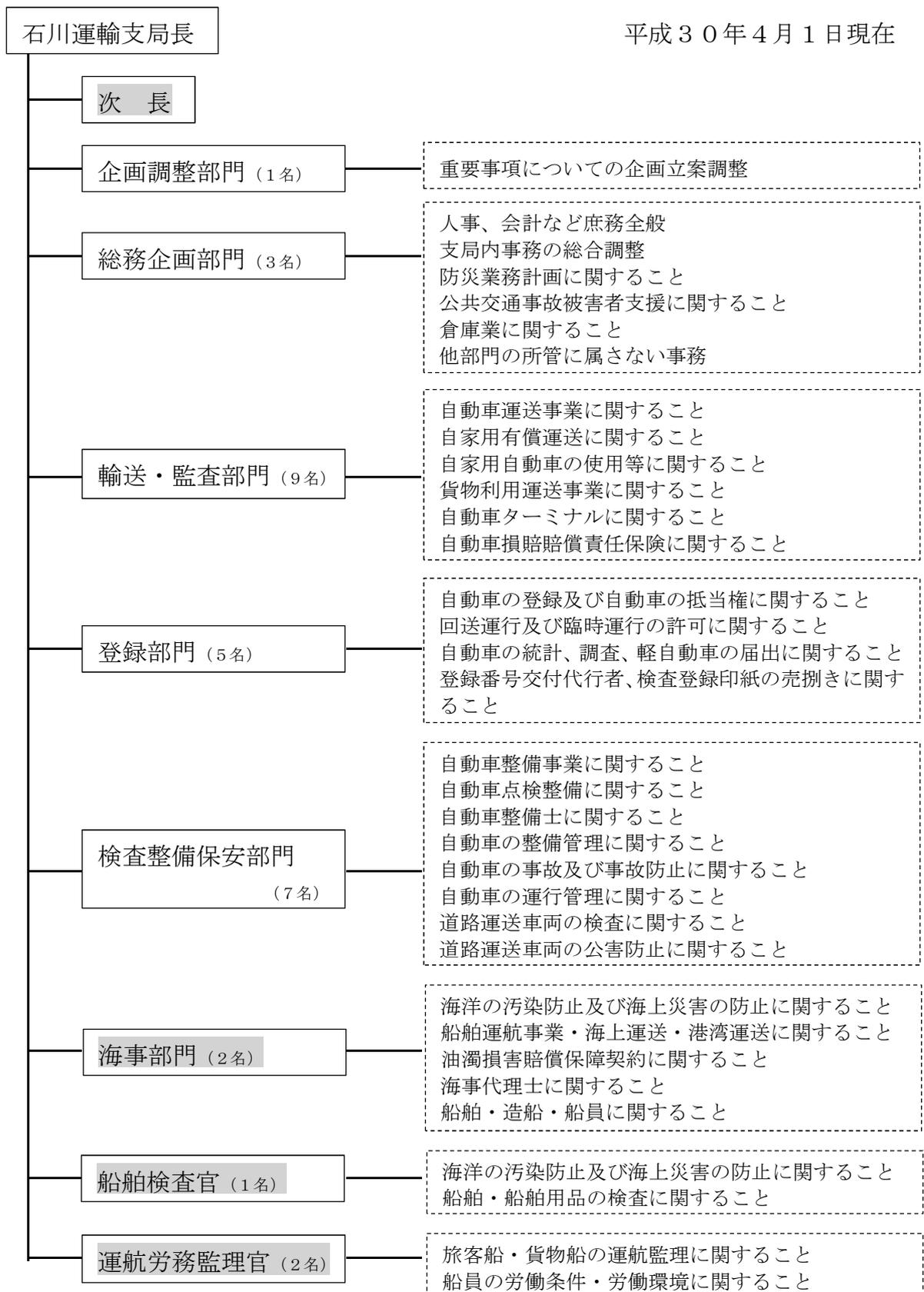
（本庁舎等の施設概要）

種別	面積	構造	備考
敷地	14,400 m ²	アスファルト舗装	
庁舎	延床面積 1,507 m ²	R C 造 2 階建	書庫・車庫を含む
検査場	延床面積 2,720 m ²	鉄骨造 1 階建	四輪車検査コース（3 コース） ※大型マルチテスター導入 ^(注) 二輪車検査コース（1 コース） 諸元測定コース（1 コース） 見学者コース設置

(注) 大型マルチテスターとは

バス・トラックなどの大型車をはじめ乗用車、4WD車など多種多様な車種に対して、検査を効率的かつ安全・確実に実施できる機能を搭載した検査機器

3. 組織図・主な業務



■ は七尾庁舎で執務（計 32名）

【参考】独立行政法人自動車技術総合機構北陸信越検査部石川事務所（7名）

第2章 業務概要

1. 総務・企画業務関係

(1) 地域公共交通活性化の取組み

人口急減や少子高齢化の加速度的進展により、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増しており、特に地方部においては、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されている。一方で、人口減少社会において人々の暮らしや地域の活力を維持し、強化するためにはまちづくりや観光振興など地域戦略と連携して、地域公共交通ネットワークを確保することが喫緊の課題となっている。

当支局では、各地域の協議会に参画するとともに、関係者が連携して地域の現状やニーズの把握、課題等の整理を行った上で、路線バスやコミュニティバスの再編、乗合タクシーの導入等の公共交通の確保・維持・改善に向けた取組みに対する支援を行っている。



コミュニティバス

<平成29年度の県内における地域公共交通確保維持改善事業の活用状況>

- 地域公共交通確保維持事業：
 - ・ 地域間幹線系統：5事業者11系統
 - ・ 地域内フィーダー系統：12事業者（自治体含む）47系統
 - ・ 離島航路：1事業者1航路
 - ・ 車両減価償却費：1事業者（自治体含む）2両
- 地域公共交通バリア解消促進等事業：
 - ・ バリアフリー化設備等整備事業
 - 福祉タクシー導入：1事業者1両
 - ユニバーサルデザインタクシー導入：7事業者7両
 - 待合・乗継環境の向上：1事業者1件

<平成29年度の県内における訪日外国人旅行者受入加速化事業の活用状況>

- 交通サービスインバウンド対応支援事業：
 - ・ 交通サービス利便性向上促進事業
 - ノンステップバス導入：3事業者24両（大型22両、中型2両）

(2) 観光振興

人口減少・少子高齢化が進む日本において、観光は国内の幅広い産業の需要と経済効果をもたらし、多くの雇用を創出することから、地域を活性化する原動力となり、「地方創生」や「成長戦略」の柱として大いに期待されている。



平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、2020年訪日外国人旅行者数4,000万人、旅行消費額8兆円等の大きな目標を掲げるとともに、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、世界が訪れたいくなる

「観光先進国」の実現を図るため、政府一丸、官民一体となって取り組んでいる。

この結果、昨年の訪日外国人旅行者数は2,869万人、旅行消費額は4.4兆円と5年続けて過去最高を記録した。今後、観光ビジョンの目標の確実な達成に向けて、増加する個人旅行者のニーズに的確に対応し、地方への誘客を更に押し進めることや、「モノ」消費から「コト」消費への移行を踏まえ、インバウンド消費を更に拡大していくことが重要である。



昇龍道プロジェクト

このため、地域の多様な関係者が連携し、観光地域づくりの舵取り役であるDMOが中心となって行う取組みを支援し、地域の特色を活かした魅力ある観光地域づくりを推進している。各地域において日本版DMOの形成に向けた取組が活発に展開されており、石川県内においても日本版DMO登録法人に2法人、候補登録法人に3法人が登録されている。

(3)バリアフリーの推進

地域における高齢者や障害者等が自立した日常生活や社会生活を確保するためには、利用する生活関連施設等のハード面におけるバリアフリー化とともに、国民一人ひとりが助け合いの気持ちを持つ環境づくりが不可欠である。

誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、改正バリアフリー法により市町村の努力義務として規定された「移動円滑化促進方針」及び「基本構想」の作成等について、自治体へ積極的な情報提供を行うことにより、策定に向けた働きかけを行っている。

(4)環境保全の取組みの推進

警察庁・経済産業省・環境省・国土交通省の4省庁で設置された「エコドライブ普及連絡会」により、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素（CO₂）の排出量を減らすため、運転における心がけをまとめた『エコドライブ10』について、各種イベント等の機会を捉えて普及促進に取り組んでいる。

平成30年度においては、石川県技能まつり（石川県主催）に参加し、パネル展示や来場者に対するエコドライブクイズ・アンケート等を実施した。



石川県技能祭りでのPR活動

(5)防災と危機管理

①防災について

災害発生時における交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等を迅速に把握することで、必要な応急対策を講じるとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るなど関係機関との連携を引き続き図っていく。

②危機管理について

テロ等は、何時・何処でも発生する可能性があることから、公共交通機関、交通関連施設、観光関係施設等を中心に、関係事業者に対し施設点検、不審物、不審者の監視等のテロ対策の徹底を周知する。

また、利用者が集中する年末年始の期間(12月10日～1月10日)において毎年、公共交通機関、交通関連施設等を中心に輸送の安全等に対する意識の高揚を図るため、安全総点検を実施している。

(6)公共交通事故被害者等支援

国土交通省では、平成24年4月に「公共交通事故被害者支援室」を設置し、公共交通における事故が発生した場合の被害者等への情報提供等のための窓口機能及び被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能を担っている。

当支局では、これまで県内在住者が多数死傷した「関越道高速ツアーバス事故」及び「北陸道小矢部SA高速乗合バス事故」において、被害に遭われた方々の下に職員を派遣するとともに、現地相談窓口を設置し継続的な支援体制の構築等を行っており、引き続き、充実した支援体制の構築により痛ましい事故に対処していくために、被害者等に配慮した接し方等に関する教育訓練のための研修への参加や支援室の広報・周知及び関係機関等との緊密なネットワーク構築を図っていく。

2. 輸送・監査業務関係

(1)旅客輸送

①乗合バス事業の概況

県内の平成29年度末における乗合バス事業者(路線定期運行、西日本ジェイアールバス(株)を除く)は、前年度と変わらず17社であり、車両数は655両となっている。平成29年度の輸送人員は3,394万人で、営業収入は約94億円だった。輸送人員は、昭和43年度の9,821万人をピークに年々減少し、ピーク時の約3割となっている。輸送人員の減少傾向は続いていたものの、平成25年8月の高速ツアーバスから新高速乗合バスへの移行などを受け、その後ややもち返すが、乗合バス事業者は路線再編成等により経営の合理化・効率化に努めているものの、依然として厳しい経営環境にある。

また、管内各市町においては、地方公共団体・交通事業者及び地域住民等により構成される地域公共交通会議が設置・開催され、地域の公共交通の維持・活性化を目的とした、コミュニティバス(自家用有償旅客運送含む)・デマンドタクシー等の運行が年々増加しており、地域の交通利便向上を図っている。

・都市部におけるバスの活性化

金沢市では、新金沢市総合交通計画(平成13年～22年)及び新金沢交通戦略(平

成19年～27年度）並びに第2次金沢交通戦略（平成28年～34年度）の策定、条例等の制定など、過度にマイカーに依存した社会からの脱却を目指し、歩行者と公共交通を優先するまちづくりに取り組んでいる。

金沢市以外でも、各地でノンステップバスの導入、コミュニティバスの導入等地域に密着したバス交通の活性化方策が取り組まれている。

・地方バス路線の維持

地方バス路線は、地域住民にとって、日常生活における移動手段として、重要な役割を果たしているが、人口の減少や少子高齢化等による利用者の減少により、その確保維持は厳しい状況となっている。

国では、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・実状に最適な交通手段の確保・維持・改善を支援すること等を目的とした「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」を設けており、このうち「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」については、平成29年度は5者11系統を対象とし、合計25,363千円の補助金が交付されている。

②貸切バス事業の概況

県内の平成29年度末における貸切バス事業者は、前年度と変わらず59社であり、車両数は603両となっている。平成29年度の輸送人員は約270万人で、5年前の平成24年度と比べて約19%減少しているものの、営業収入は約6%増加しており、新運賃・料金制度の導入（後述）による運賃の底上げでの改善はみられている。

貸切バスについては、平成22年総務省から出された「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」を受け、国土交通省では「バス事業のあり方検討会」を立ち上げ、近年の乗合バス、貸切バスを巡る状況を踏まえて、バス規制の見直しの方向性の検討を行うこととし、平成24年に高速ツアーバスと高速乗合バスは安全面の要件を厳格化した新たな高速乗合バスに制度の一本化を図ることとして最終報告が取りまとめられた。平成25年には、許可を受けて高速乗合バス事業者が貸切バス事業者に事業管理を委託できる制度が整備されるとともに、需要動向に対応した運行計画・運賃設定に対応した新高速乗合バス制度に移行した。

平成24年度には、貸切バス関係者で構成される「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」が設置され、合理的で実効性のある運賃・料金制度の構築に向け検討が進められ、平成26年3月にとりまとめが行われた。これを受け、平成26年4月から安全コストを踏まえた適正な原価水準の計算に基づく「時間・キロ併用制運賃方式」を基本とする新運賃・料金制度が導入されている。

また、平成28年1月には、長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ設置された「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」により再発防止策が検討さ

れ、同様の悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」が取りまとめられた。これを受け、許可更新制の導入や運行管理者の必要人数引き上げなどをはじめとした、安全に関する様々な対策が導入されている。

③タクシー事業の概況

・タクシー事業の傾向

県内のタクシー事業者は、法人（県外に主たる事務所を有する事業者を含む。）137社、個人243者で車両数は2,011両となっている。このうち、約62%の1,258両を金沢交通圏の事業者が占めている。

平成29年度の輸送人員は約1,068万人で、5年前の平成24年度と比較して輸送人員、運送収入ともにほぼ横ばいである。平成27年3月に北陸新幹線金沢～長野間が延伸開業したことから、平成27年度については輸送人員が上昇したが、平成28年度以降は減少に転じた。

輸送サービスの面では、先進的な配車システムの導入等により利用者ニーズへの対応や業務の効率化に努めている。また、障害者や高齢者の需要に応えるためユニバーサルデザインタクシーの導入、子育て支援タクシーの導入など新たな需要喚起にも取り組んでいる。

・タクシー特措法について

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（以下、「タクシー特措法」という。）が平成21年10月施行され、同法に基づき、金沢交通圏と南加賀交通圏が特定地域に指定された。

その後平成26年1月27日に「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に改正施行され、同法に基づき金沢交通圏と南加賀交通圏が準特定地域に指定され、平成26年2月10日、両交通圏合同での協議会を開催した。この協議により、規制緩和以降続いていた、新規参入事業者の下減割れ運賃との過当競争は全ての事業者が公定幅運賃内に収まり解消したところである。

また、平成27年8月1日に金沢交通圏が特定地域に指定された。そして平成29年3月28日に第2回金沢交通圏特定地域協議会において、金沢交通圏特定地域計画案の了承となり、その後申請を受けて平成29年6月22日に特定地域計画が認可となった。計画の主な内容としては供給輸送力の削減として車両数の55両削減や、活性化措置としてタクシー車内での忘れ物の問い合わせ先の一本化等が実施されることになった。

(2)貨物輸送

石川県のトンベースの貨物総輸送量（発・着・域内の合計）は、平成27年で7,722万トンとなっており、前年度（26年度）比で0.64%増となっている。

平成27年度の貨物輸送の輸送機関別分担率（発・域内貨物）は、鉄道0.17%、海運0.55%であるのに対し自動車は99.28%となっており、貨物輸送は自動車輸送に大きく依存している状況となっている。

①トラック事業の概況

トラック事業は、労働時間短縮の問題に加え、軽油価格の上昇、NO_x対策・CO₂排出量削減等地球環境問題への対応など社会的コスト負担が増大する一方、社会的な輸送コスト削減の要請が強く、景気低迷による需要減などにより厳しい経営環境にある。また、県内の一般トラック事業者を事業規模別では小規模事業者が多く占めている。

平成29年度末現在、県内に主たる事務所を置くトラック事業者数は793社であり、県内の営業車両数は13,875両である。このほか、貨物軽自動車運送事業者は1,357社（2,261両）である。

なお、貨物自動車運送事業における輸送の安全の確保、輸送秩序の確立等の指導及び啓発活動など貨物自動車運送の適正化のため、一般社団法人石川県トラック協会が地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に指定されており、指導員6名の体制により巡回指導、街頭パトロール等の活動を行っている。

②トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

従前の石川県トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議を引き継ぎ、運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するため、平成27年8月7日、石川県トラック協会及び石川県労働局と連携で、トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会を設置した。27年度は全国統一によるトラック輸送における長時間労働の実態調査を実施、労働時間の実態を明らかにするとともに、28、29年度はパイロット事業を実施し、荷主側における手持ち時間の改善が報告されている。

(3)レンタカー

①レンタカー事業の概況

県内の平成29年度末におけるレンタカー事業者は221社であり、車両数（軽自動車、軽二輪車を除く）は6,072両となっている。

平成16年道路運送法施行規則の一部改正により、有償貸渡許可は車両毎の許可から事業者毎の許可に改められ、レンタカー事業者は顧客ニーズに応じて車両の増減・代替を迅速かつ、効率的に行うことが可能となった。

平成18年4月には、これまで特区エリアのみとしていたレンタカー型カーシェアリングの全国展開が図られ、26年9月には乗り捨て（ワンウェイ）方式も実施が可能となった。

レンタカー事業については、国民の余暇志向の高まりや自動車の保有・利用形態の多様化が進む中で、順調に事業規模を拡大してきた。近年は北陸新幹線開業や外国人の旅行者の増加などの影響もあり、レンタカーへの需要は引き続き拡大が続いている。

(4)輸送の安全

①運輸安全マネジメント

平成17年当時、バス車両の転覆事故、トラック車両の踏切での衝突事故等ヒューマンエラーが原因と見られるトラブルが全国的に多発したことから、「ヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」の提言を受け、安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ることを目的に、かつその安全管理体制を国が監視する「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。

平成21年10月には、「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえ、安全マネジメントの評価対象の拡大など、実施要領が改正された。

また、平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、平成25年10月より全ての貸切バス事業者及び高速乗合バス事業者（貸切バス事業者への管理の委託許可を受けている事業者に限る。）に対して、安全管理規程の設定・届出、安全統括管理者の選任・届出が義務付けられた。

②輸送の安全確保

平成元年の貨物自動車運送事業法制定、平成14年の道路運送法改正、平成15年の貨物自動車運送事業法の改正により、旅客・貨物自動車運送事業とも参入規制の緩和、運賃及び料金規制の見直し等が順次行われ、弾力的な事業経営が可能になった。

一方で、自動車運送事業の基本となる輸送の安全確保については、規制を強化することとし、飲酒運転等の悪質違反に係る指導監督義務違反や過労運転、過積載運行等の輸送の安全を阻害する行為に係る行政処分の基準強化を行うとともに、監査体制の充実・強化を図っている。

平成21年10月には、「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえた、監査方針の改正及び処分基準の強化等が図られた。さらに、平成22年4月には、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付け等の改正が行われ、平成23年5月から実施された。その後、軽井沢スキーバス事故等の発生、自動車の先進安全技術の急速な発展など、当該プランの見直し時から大きな状況の変化があり、軽井沢スキーバス事故等を受けた安全対策や、各業態（バス、トラック、タクシー）における目標設定を行うこと等を盛り込んだ「事業用自動車総合安全プラン2020」が6月30日に新たに策定された。

③運行管理者・整備管理者制度

輸送の安全確保を図るためには、運行管理体制の確立とその適正な運営が必要不可欠である。このため、自動車運送事業においては、営業所における車両数に応じて運行管理者及び整備管理者を選任することとされている。運行管理者及び整備管理者については、それぞれ研修の受講が義務付けられている。

また、旅客自動車運送事業者については、平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心プラン」に基づき、平成26年5月より、事業用自動車の運行中は、電話等を用いて乗務員に対し、必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならないこととし、さらに、平成27年5月からは、事業用自動車の運行中少なくとも一人の運行管理者は、乗合バス・貸切バスの運転業務に従事せずに、トラブルが発生した場合速やかに運行の中止等の判断・指示等を行える体制を整備しなければならないこととした。

選任しなければならない運行管理者数については、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス転落事故をうけて、平成29年12月に旅客自動車運送事業運輸規則が改正・施行され、一般貸切旅客自動車運送事業においては、営業所ごとの運行管理者の選任数を最低2名以上とし、保有する事業用車両が40台を超える場合は、車両数を20で除した数+1名以上の運行管理者を選任しなければならないこととした。

さらに、平成29年3月の法令改正により、一般貸切旅客自動車運送事業において選任される運行管理者について、運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた場合の欠格期間を5年間とした。

整備管理者制度については、本来であれば使用者が自動車の点検・整備並びに車庫の管理等を行うべきところ、使用する自動車の台数が多い場合や、車両管理について専門的知識を必要とすると認められる自動車を省令で定める台数以上保有する場合などに、使用者に代わって自動車の整備管理を行い自動車の安全確保等を図ることを目的としている。

整備管理者についても、軽井沢スキーバス転落事故をうけて平成28年12月に整備管理者に関する法令が改正され、乗車定員11人以上の自動車の整備管理者が解任命令を受けた場合の欠格期間が5年間に厳罰化された。

3. 自動車の登録業務関係

(1)電子情報処理システムによる自動車の登録

増え続ける自動車保有車両に対応するため、昭和45年3月自動車登録業務に電子情報処理システムを導入した。

本システムは、オンライン・リアルタイム方式により自動車の登録・検査記録を一元的に管理しており、6回のシステム更改（最終：平成29年1月）で専用

申請書から汎用紙申請書での読み取りが可能となるなど、申請者の利便の向上及び効率的な業務処理を図っている。

さらに、新車新規登録の登録手続きが電子情報媒体を利用することにより、一括で行えるワンストップサービス（OSS: One Stop Service）の運用が平成17年12月26日から東京都・神奈川県・愛知県・大阪府の4都府県で開始され、運用地域や対象手続きは順次拡大されているが、当県においては、平成31年中の運用開始を目指し、準備している。

(2) 図柄入ナンバープレートの交付

平成29年4月から登録車及び軽自動車では、国内初の図柄入りナンバープレート「ラクビーワールドカップ特別仕様ナンバー」の交付を開始し、続いて平成29年10月から「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート」、平成30年10月から「地方版図柄入りナンバープレート」を交付している。

4. 自動車の整備・検査業務関係

(1) 自動車整備事業

平成30年3月末における認証工場数（指定整備工場を含む。）は1,118工場、前年度末に比較して1工場増加（0.1%増）した。専業事業者の認証取得が増加している一方で、自己都合、工員不足、後継者難などでの事業廃止も見受けられる。

平成30年3月末における指定整備工場数は405工場、平成28年度比で1.5%増となっている。指定整備工場の数はわずかに増加している。

認定工場（優良自動車整備事業者）は、48工場である。内訳は、特殊整備工場が48工場（車体整備41工場、電気装置整備6工場、タイヤ整備1工場）となっている。

(2) 検査台数

平成29年度の新規検査台数は47,506台（前年度比101.6%）、継続検査台数は232,893台（前年度比95.1%）となっている。

なお、国に直接持ち込まれた自動車を検査する「一般検査」は、新規検査が7,162台で1日平均約29台、継続検査が52,758台で1日平均約216台である。

継続検査の指定整備率は約77.3%で、前年度とほぼ同じである。

ユーザー車検の平成29年度の検査台数は約8,716台で、平成28年度から2.5%減少した。持込検査台数に占める割合は13.6%となっている。車検代行業者による受検の割合は、ユーザー車検全体の82.1%を占めている。

年度末における検査・登録業務の繁忙は全国的に共通した傾向であるが、当地

域は降雪寒冷地であることから春先に向けた需要が年度末に一層集中する傾向にあり、3月の継続検査業務量は平準の月（3月を除く）の約1.64倍となっている。

また、平成29年度から継続検査のワンストップサービス（以下OSS）が徐々に増え、平成29年度の継続検査のOSS申請による交付件数は1,573件であり、継続検査の指定整備のうちOSS申請の占める割合は0.9%である。

(3)自動車整備士養成施設と自動車整備士技能検定合格者

当支局管内の自動車整備士養成施設は、一種自動車整備士養成施設（自動車整備作業の実務経験のない者を対象とする施設）が3施設、二種自動車整備士養成施設（自動車整備作業の実務経験のある者を対象とする施設）が1施設である。

近年、少子化等の理由により自動車整備士養成施設の修了者数は減少傾向にあるため、国土交通省では、官民一体となり、自動車整備人材確保・育成に向け、学校訪問等様々なPR活動を行っている。

平成30年3月末現在の自動車整備士技能検定合格者は29,547名（重複取得者を含む。）であり、内訳は次のとおりである。

一級自動車整備士	77名
二級自動車整備士	12,886名
三級自動車整備士	15,674名
自動車車体整備士等特殊整備士	910名

(4)ユーザーに対する点検整備啓発と街頭検査

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、道路交通の安全を脅かし秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっている。このことから、毎年6月の1ヶ月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として様々な運動を展開している。

また、自動車の不具合による交通事故や公害防止のためには、自動車使用者の自己管理責任による自動車の適切な維持管理が不可欠であり、自動車使用者の保守管理意識を高揚し、適切な点検整備の実施を図ることが重要である。

このため、毎年9月及び10月の2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動」の強化月間として、点検整備の重要性を周知する運動を行っている。

街頭検査は、関係機関の協力を得て、全国交通安全運動、不正改造車を排除する運動、自動車点検整備推進運動等の期間を中心に年間10数回実施している。

<平成29年度の自動車点検整備推進運動におけるイベント>

・ イベント名

セーフティーCar にばる石川2017

・ 実施日

平成29年10月15日(日)

・ 実施場所

石川県産業展示館

・ 催し物

自動車なんでも相談

自動車点検教室

ラリーカー展示・記念撮影

定期交換部品の展示

運転適性診断体験、VR運転体験



セーフティーCar にばる石川2017

<平成29年度街頭検査の実施結果>

- ・ 実施回数 12回
- ・ 検査台数 2,502台
- ・ 不具合車両数 81台 (不具合率3.2%)
- ・ 整備命令発令件数 20台 (内不正改造車に対する命令4台)

(5)環境に優しい自動車整備優良事業場の表彰

産業廃棄物、使用済み自動車の適正処理、リサイクル部品等の使用促進、自動車用フロンの適正処理及び二酸化炭素排出量削減等の環境対策に積極的取り組み、循環型社会の形成に向けた経営に努めている事業場に対し、環境に優しい自動車整備優良事業場として運輸支局長表彰を実施している。

なお、平成29年度の表彰事業場数は7事業場であった。

5. 海事業務関係

(1)海上運送・港湾運送・舟艇利用

①海上運送事業

- ・ 旅客定期航路事業

モータリゼーションの進行に加え、七尾湾の能登島に橋が架設されたことに

より利用客が激減し、昭和59年3月以降は、輪島港と舭倉島を結ぶ離島航路（国庫補助航路）の1航路（1社）のみとなり、現在に至っている。
平成29年度の利用客は、前年度比18.7%減の6,494人であった。

・旅客不定期航路事業

七尾湾及び景勝地である九十九湾や能登金剛において3社が遊覧船を運航している。

年々利用客が減少する中、平成27年3月の北陸新幹線開業は、旅客航路の利用客増加にも繋がった。平成29年度の利用客は、平成29年4月から1社が航路を再開し、前年度比9.9%増の57,159人だった。

・人の運送をする内航不定期航路事業（届出、旅客定員12名以下）

加賀地区の柴山瀉遊覧や七尾湾遊覧・能登島周辺のイルカウォッチング及び県内各地区における灯台保守など49者の届出事業者により運航されている。

平成27年3月の北陸新幹線開業効果による観光客の大幅な増加は、当該事業の遊覧やイルカウォッチングでの利用客増加に繋がっている。平成29年度の利用客は、前年度比8.9%減の8,299人と減少したが、新幹線開業前の平成26年度比では、25.4%増（1,680人増）であり、引続き好調である。

②港湾運送事業

県内の港湾運送事業法による指定港湾は、七尾港及び金沢港の2港であり、七尾港においては、許可事業者2社・届出事業者2社、金沢港においては、許可事業者3社・届出事業者3社が、それぞれ港湾運送事業を営んでいる。

・七尾港

近年は火力発電所や国内初のLPガス国家備蓄基地の設置によるエネルギー基地や木材流通加工基地としての性格を強めており、主要な取扱品目は、石炭・原木などである。

・金沢港

平成23年11月11日に「国際海上コンテナ」「外航クルーズ(背後観光地クルーズ)」の2機能で日本海側拠点港に選定されている。

韓国の釜山・中国の上海との国際定期コンテナ航路が就航し、港に隣接する機械メーカーからの建設機械・産業機械の輸出や日本海周遊クルーズ船の拠点港となっている。主要な取扱品目は、コンテナ・建設機械などである。

③舟艇利用（競艇場外舟券売り場）

県内には、競艇場外発売所として「ミニボートピア津幡」（平成25年6月10日開設。設置者：群馬県みどり市）が所在する。

当支局（七尾庁舎）にて、当該発売所における各種報告・申請・届出の受理及び施設・設備等の変更があった場合には立ち入り検査を行っている。

(2)船舶関係

①登録船舶数

県内の登録船舶数は、昭和50年の299隻をピークに減少を続け、平成29年3月末時点で32隻とピーク時の約1/9の登録数となっている。

②造船業及び関連工業

・造船業について

県内に登録事業者は7者、届出事業者は6者(内5者は登録事業者)の計8者が所在している。

地元の需要に応じ小型漁船の建造を行うとともに、県内及び富山湾沿岸を中心とした近県の漁船や官庁船の修繕・整備を行っているが、漁船の減少傾向に対応した新たな需要を求め、マリーナの経営、FRP加工技術を生かした浄化槽の組み立て、港湾土木の請負等の多角経営を行っている。

・船用工業について

船舶エンジン、船舶電装品、救命設備等の船用工業事業者は、金沢市(4社)、七尾市(6社)、輪島市(1社)、能登町(5社)に所在している。

造船業と同様な経営状況のため、長年培ってきた技術を生かし自動車やその他工場の機関の整備も行っている。

(3)船員関係

能登地区は全国的にも有名な船員の輩出地域であったが、船員数は昭和40年代後半をピークに減少を続けている。

また、船員法適用船舶数及びその所有者は、昭和50年代後半をピークに減少している。

(4)運航労務監理官関係

①船員労務官について

船員法、労働基準法、船員災害防止活動の促進に関する法律、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、船員職業安定法、船舶職員及び小型船舶操縦者

法に基づき監査等を実施している。

②海上運送事業及び内航海運事業について

安全管理規程の届出、安全統括管理者及び運航管理者の届出の受付。また、船舶等に立入り、春季安全総点検・夏季安全総点検・年末年始安全総点検を実施している。

③運輸安全マネジメント評価について

船舶運航事業者に対して運輸安全マネジメント評価を実施している。

(5)船舶検査関係

①船舶検査

船舶は、船舶安全法などにより船体、機関、操舵設備、救命設備、消防設備、居住設備、電気設備等に関して技術基準が定められており、定期検査、中間検査、臨時検査等において適合性の確認検査を実施している。

②認定事業場及びサービス・ステーション型式承認制度

県内には船舶検査を円滑に実施するため、救命いかだ、GMDSS設備、電気ぎ装、内燃機関の整備に係る認定事業場及びサービス・ステーションが10社所在しており、年1回立入検査を実施している。

(6)外国船舶の監督（PSC=Port State Control）

七尾港及び金沢港において、国際条約の基準を満足していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、入港した外国船舶に立ち入り、条約の適合性を確認し是正指導を行っている。

1. 倉庫業

<1-1> 倉庫業者数及び所管面(容)積

平成30年9月30日現在

区 分		事業者数	棟数	所管面(容)積
普通倉庫	1～3類	86	158	323,942 (㎡)
	トランクルーム	14		49,201 (㎡)
	認定トランクルーム	3		5,372 (㎡)
	危険品	5(4)	12	4,670 (㎡)
	貯 蔵	1(1)		1,822 (㎡)
	野 積	3(2)		21,109 (㎡)
	冷蔵倉庫	14(6)	22	148,331 (㎡)
C1級	保管温度が-2℃～+10℃のもの		2,113 (㎡)	
C2級	保管温度が-10℃～-2℃のもの		501 (㎡)	
C3級	保管温度が-20℃～-10℃のもの		31,982 (㎡)	
F1級	保管温度が-30℃～-20℃のもの		107,378 (㎡)	
F2級	保管温度が-40℃～-30℃のもの		14,025 (㎡)	
F3級	保管温度が-50℃～-40℃のもの		547 (㎡)	
F4級	保管温度が-50℃以下のもの		1,458 (㎡)	

※()内は1～3類業者と重複分再掲

2. 自動車運送事業の推移

<2-1> 事業者数

	24	25	26	27	28	29
乗合旅客	28	31	30	30	30	31
貸切旅客	58	62	63	61	59	53
タクシー	435	436	420	410	395	380
特定旅客	4	4	5	4	4	7
トラック	809	796	809	808	795	793

注：県内に主たる事務所を有する事業者数を計上

<2-2> 車両数

	24	25	26	27	28	29
乗合旅客	658	668	713	728	715	722
貸切旅客	581	575	593	596	608	603
タクシー	2,248	2,200	2,200	2,168	2,122	2011
特定旅客	3	3	5	4	5	18
トラック	13,158	13,238	13,596	13,585	13,686	13,875

注：県内の認可・届出車両数を計上

<2-3> 自動車運送事業者数及び事業用車両数（平成30年3月31日現在）

	事業者数	車両数	備 考
一般乗合旅客 (路線定期運行)	17 1	606 49	
一般乗合旅客 (路線不定期運行)	1 —	2 —	
一般乗合旅客 (区域運行)	12 —	65 —	
一般貸切旅客	59 6	569 34	
特定旅客	7 —	18 —	
一般乗用旅客	137 —	1,768 —	
一般乗用旅客(個人)	243 —	243 —	
一般貨物	781 123	10,613 3,151	
〃 (特別積合せ)	2 15	36 163	
〃 (霊柩)	49 2	178 19	
特定貨物	12 4	75 36	
貨物軽	1,357 —	2,261 —	

注：上段は県内に主たる事務所を有する事業者・車両数を計上

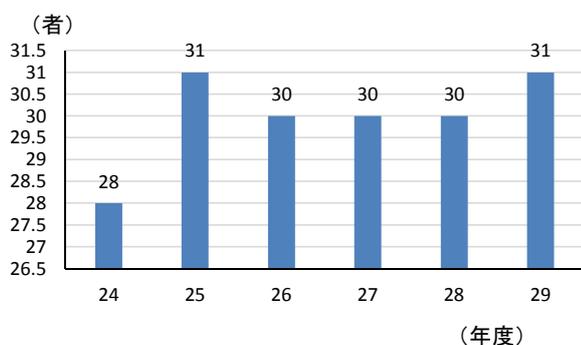
下段は県外に主たる事務所を有する事業者・車両数で外数

<2-4> 一般乗合旅客自動車運送事業

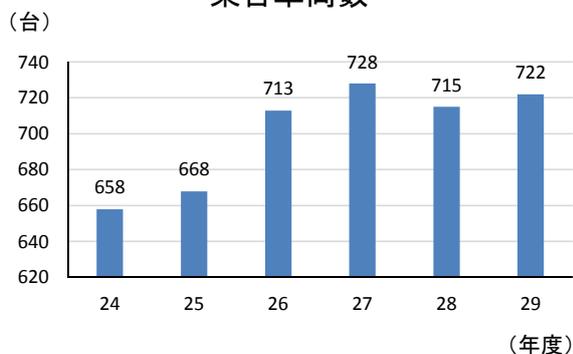
年 度	総走行料 (km)	指 数 (元年度100)	輸 送 人 員 (人)	指 数 (元年度100)	営 業 収 入 (千円)	指 数 (元年度100)
昭和43年度	26,037,156	86.70%	98,214,783	164.92%	3,147,337	24.39%
昭和50年度	28,691,003	95.54%	83,789,169	140.70%	7,824,293	60.64%
昭和55年度	28,076,966	93.50%	70,879,064	119.02%	9,726,772	75.38%
昭和60年度	27,281,097	90.85%	61,124,046	102.64%	11,008,514	85.31%
平成元年度	30,029,744	100.0%	59,553,125	100.0%	12,903,508	100.0%
平成5年度	31,739,703	105.69%	53,862,132	90.44%	13,593,304	105.35%
平成10年度	29,634,152	98.68%	43,415,062	72.90%	10,796,606	83.67%
平成15年度	29,666,771	98.79%	34,361,584	57.70%	9,129,516	70.75%
平成20年度	32,235,238 366,763	107.34%	31,777,867 23,953	53.36%	9,059,363 28,300	70.21%
平成23年度	31,585,284 1,107,878	105.18%	30,721,628 32,088	51.59%	8,385,488 81,623	64.99%
平成24年度	30,016,504 754,946	99.96%	30,608,604 67,411	51.40%	8,372,953 84,300	64.89%
平成25年度	30,861,817 931,482	102.8%	30,243,946 66,988	50.78%	8,632,011 107,112	66.90%
平成26年度	29,570,688 908,341	98.5%	29,930,896 61,672	50.26%	9,200,165 105,560	71.30%
平成27年度	29,268,330 463,042	97.46%	32,714,847 28,067	54.93%	9,054,510 121,293	70.17%
平成28年度	28,301,325 487,520	94.24%	32,803,133 34,015	55.08%	8,961,270 138,771	69.45%
平成29年度	28,721,552 381,937	95.64%	33,941,661 22,528	56.99%	9,436,323 101,194	73.13%

注：平成19年度以降下段は、区域運行事業者に係る数字で外数

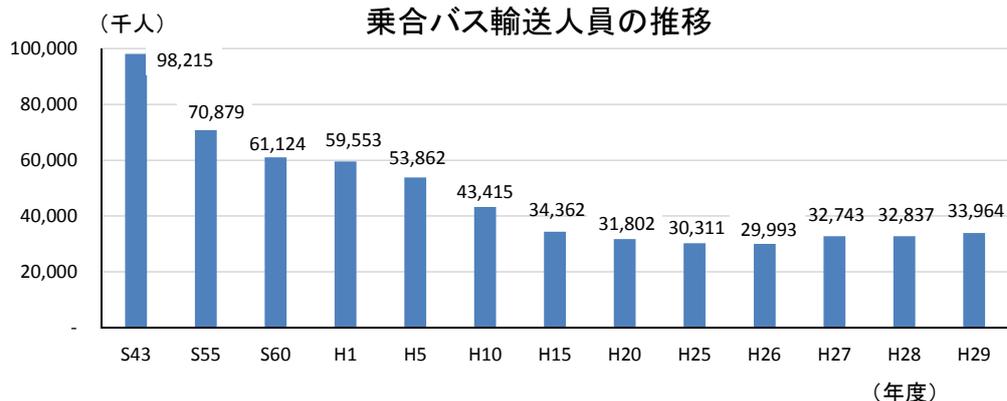
乗合事業者数



乗合車両数

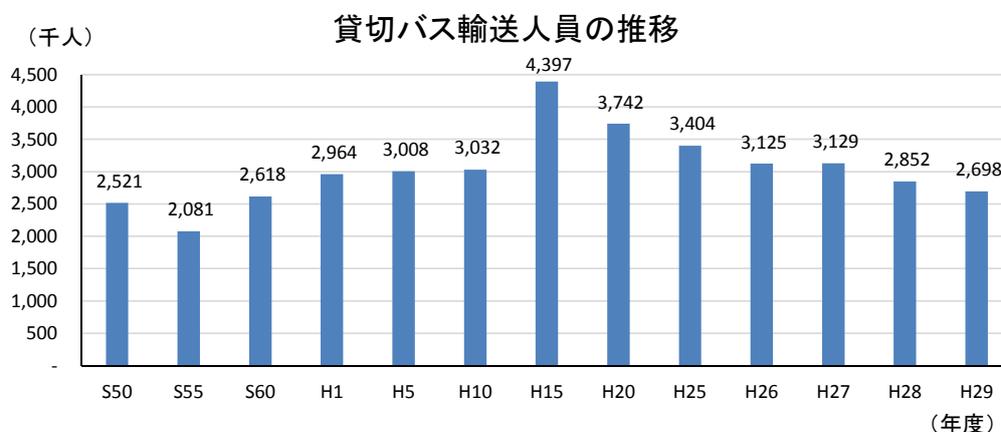
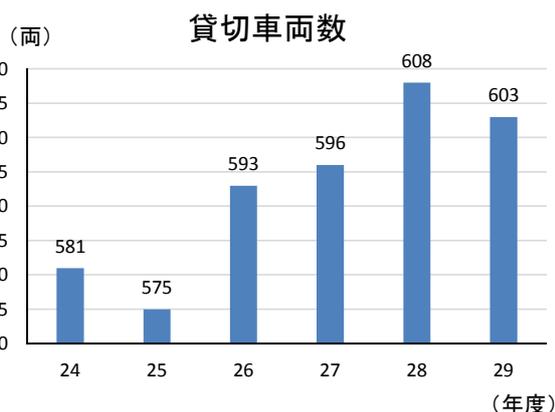
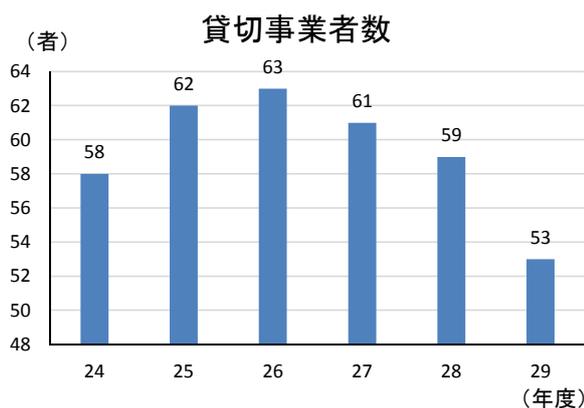


乗合バス輸送人員の推移



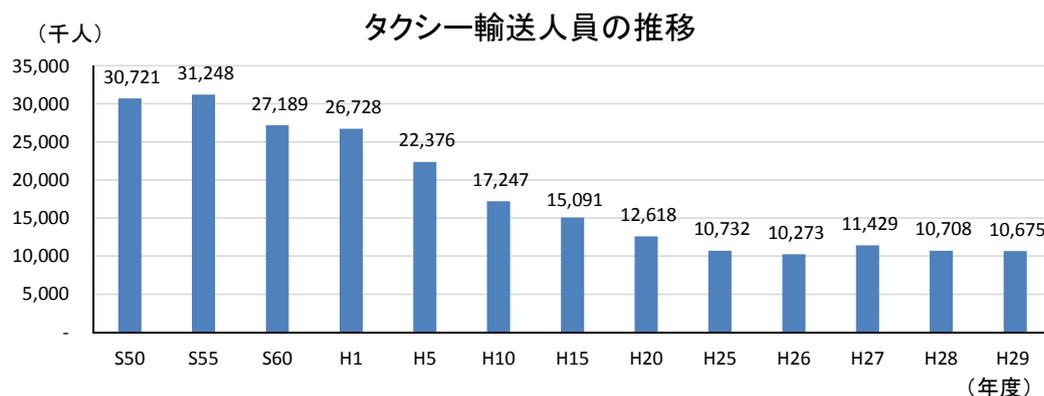
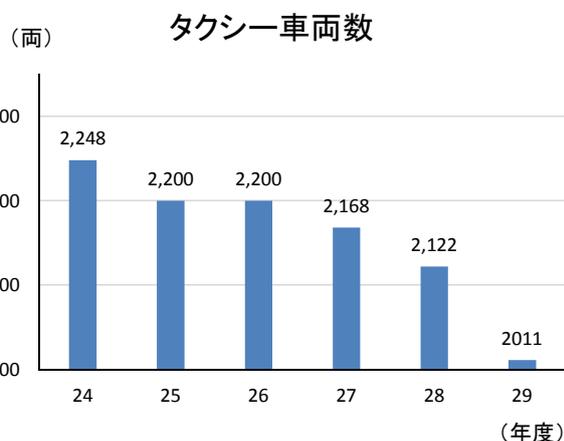
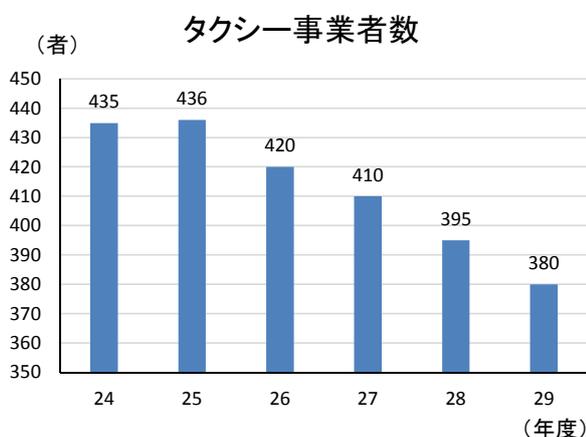
<2-5> 一般貸切旅客自動車運送事業

年 度	総走行料 (km)	指 数 (元年度100)	輸 送 人 員 (人)	指 数 (元年度100)	営 業 収 入 (千円)	指 数 (元年度100)
昭和50年度	9,164,575	39.0%	2,521,391	85.1%	3,085,721	36.0%
昭和55年度	13,438,666	57.1%	2,081,226	70.2%	5,273,300	61.5%
昭和60年度	17,220,937	73.2%	2,618,213	88.3%	6,716,612	78.3%
平成元年度	23,519,722	100.0%	2,963,842	100.0%	8,573,813	100.0%
平成5年度	25,804,797	109.7%	3,008,043	101.5%	9,714,118	113.3%
平成10年度	25,176,519	107.0%	3,031,769	102.3%	7,911,680	92.3%
平成15年度	26,521,039	112.8%	4,396,957	148.4%	6,993,095	81.6%
平成20年度	25,259,119	107.4%	3,741,587	126.2%	6,376,187	74.4%
平成23年度	25,265,779	107.4%	3,535,892	119.3%	5,387,005	62.8%
平成24年度	23,411,508	99.5%	3,321,408	112.1%	5,691,021	66.4%
平成25年度	23,584,565	100.3%	3,403,814	114.8%	5,722,005	66.7%
平成26年度	20,550,040	87.4%	3,125,096	105.4%	5,636,298	65.7%
平成27年度	20,367,228	86.6%	3,128,808	105.6%	7,111,713	82.9%
平成28年度	17,178,225	73.0%	2,851,866	96.2%	6,520,520	76.1%
平成29年度	15,323,310	65.2%	2,698,429	91.0%	6,052,700	70.6%



<2-6> 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを含む）

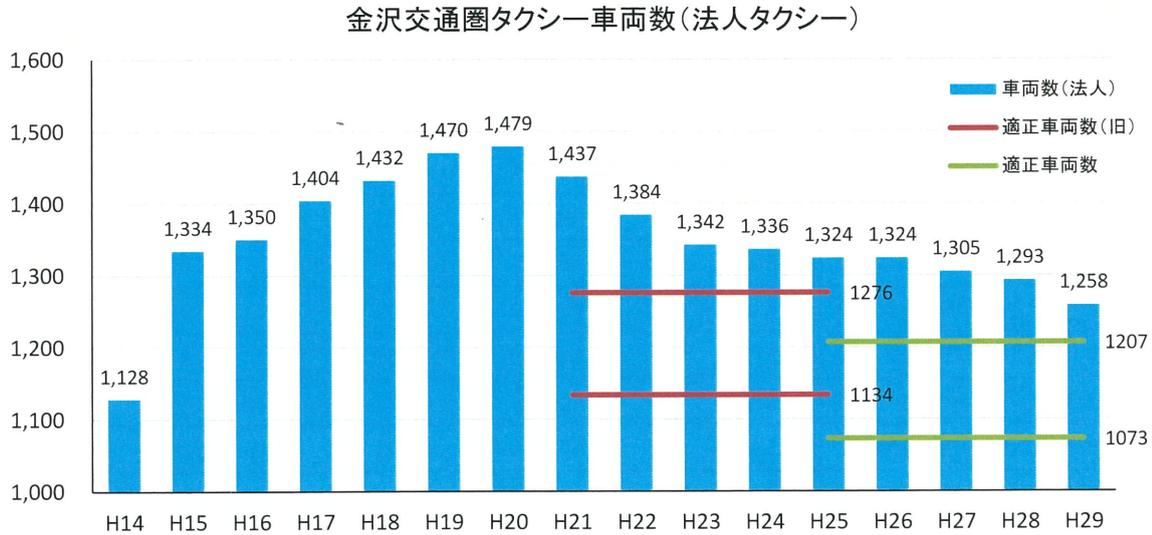
年 度	総走行料 (km)	指 数 (元年度100)	輸 送 人 員 (人)	指 数 (元年度100)	営 業 収 入 (千円)	指 数 (元年度100)
昭和50年度	154,366,952	101.4%	30,721,396	114.9%	12,616,920	59.6%
昭和55年度	167,003,270	109.7%	31,247,724	116.9%	18,031,197	85.2%
昭和60年度	152,207,589	100.0%	27,189,448	101.7%	19,435,055	91.9%
平成元年度	152,207,164	100.0%	26,728,121	100.0%	21,158,581	100.0%
平成5年度	126,984,225	83.4%	22,376,134	83.7%	20,592,061	97.3%
平成10年度	108,278,451	71.1%	17,246,727	64.5%	17,072,355	80.7%
平成15年度	104,869,025	68.9%	15,090,781	56.5%	14,627,512	69.1%
平成18年度	101,807,204	66.9%	14,552,793	54.4%	13,799,853	65.2%
平成19年度	97,322,929	63.9%	13,980,137	52.3%	13,254,819	62.6%
平成20年度	89,047,740	58.5%	12,618,321	47.2%	12,666,118	59.9%
平成21年度	80,140,565	52.7%	11,726,511	43.9%	11,026,081	52.1%
平成22年度	79,149,697	52.0%	11,671,997	43.7%	10,976,601	51.9%
平成23年度	78,888,719	51.8%	11,037,365	41.3%	10,687,147	50.5%
平成24年度	75,490,717	49.6%	10,638,078	39.8%	10,722,746	50.7%
平成25年度	72,940,159	47.9%	10,731,873	40.2%	9,754,512	46.1%
平成26年度	69,559,314	45.7%	10,273,075	38.4%	10,469,684	49.5%
平成27年度	71,115,680	46.7%	11,428,572	42.8%	11,327,852	53.5%
平成28年度	66,970,158	44.0%	10,797,781	40.4%	10,693,710	50.5%
平成29年度	65,926,945	43.3%	10,675,358	39.9%	10,689,713	50.5%



<2-7>石川県内タクシー特定地域車両数の変遷

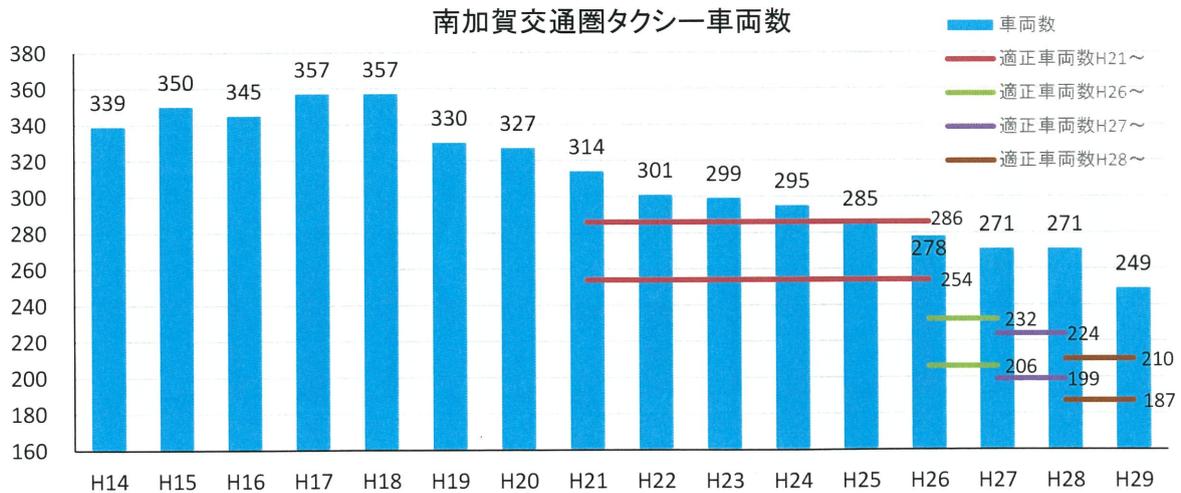
(平成27年8月1日より特定地域)

福祉限定事業者除く
福祉車両除く

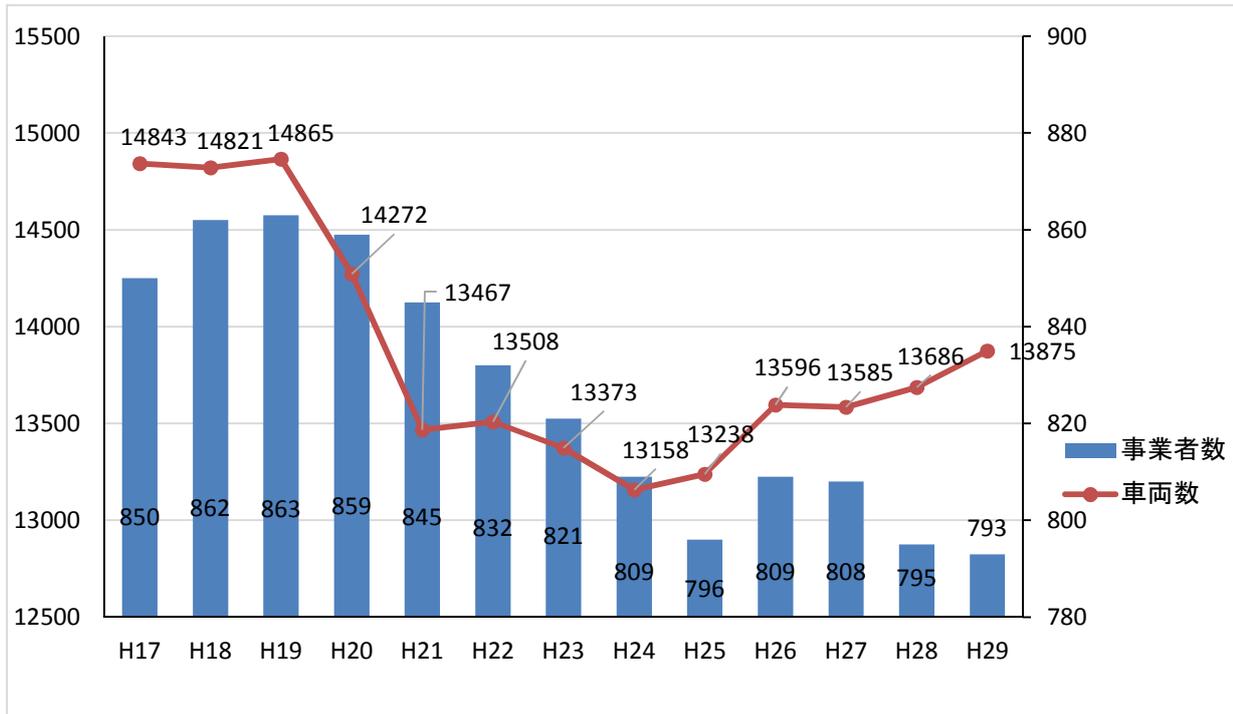


<2-8>石川県内タクシー準特定地域車両数の変遷

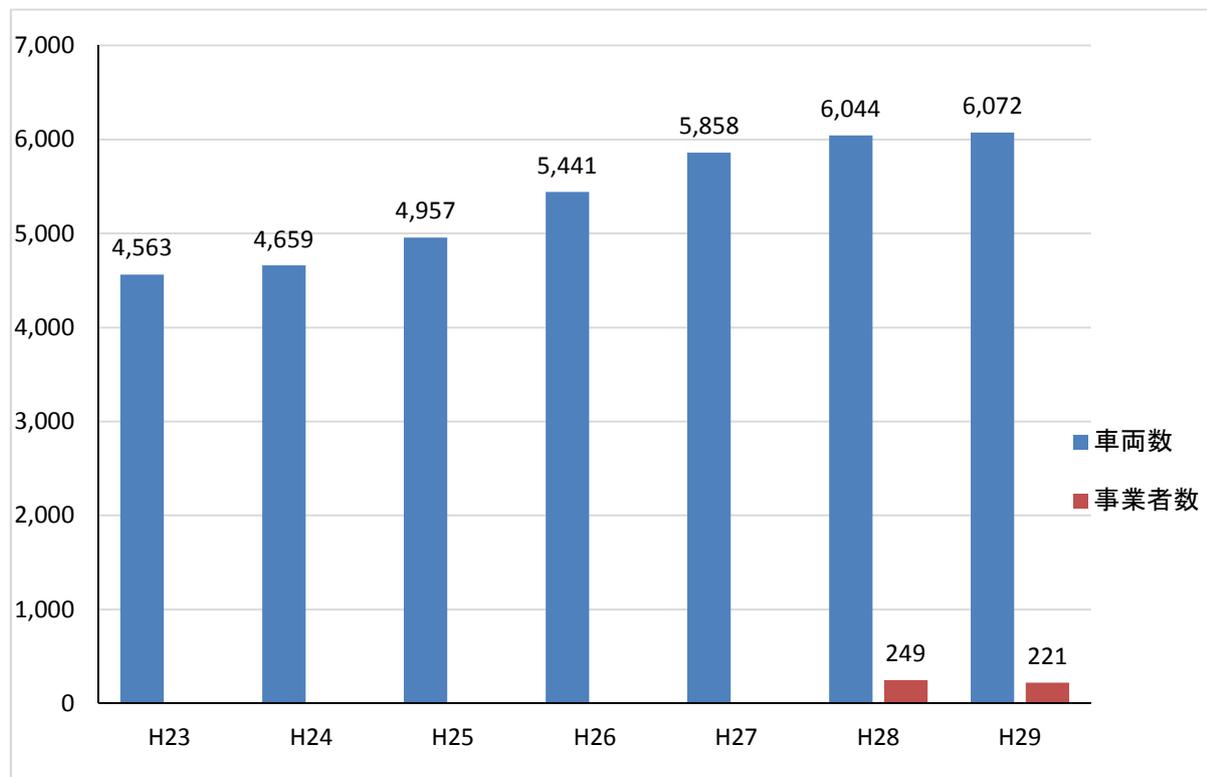
福祉限定事業者除く
福祉車両除く



<2-9>トラック事業における事業者数及び車両数推移



<2-10>レンタカー事業における事業者数及び車両数推移

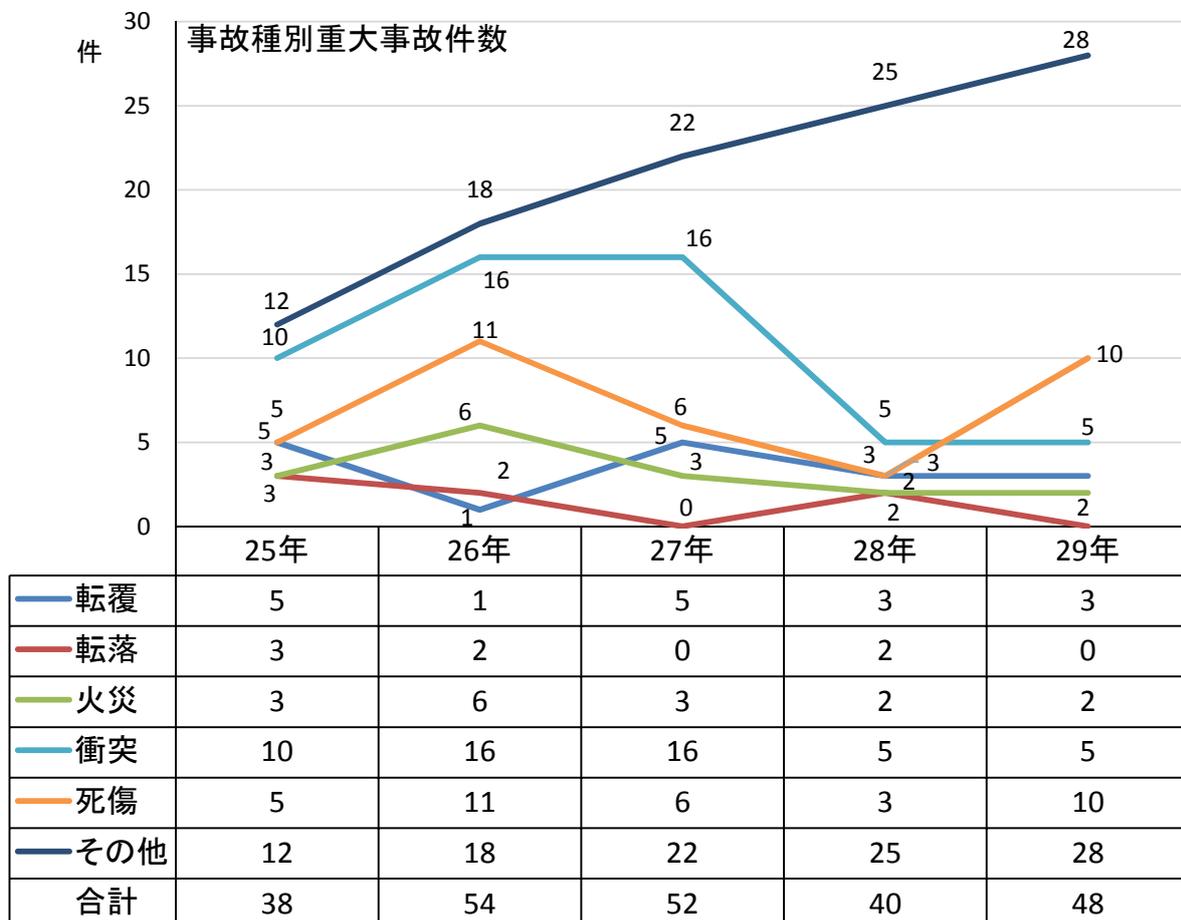
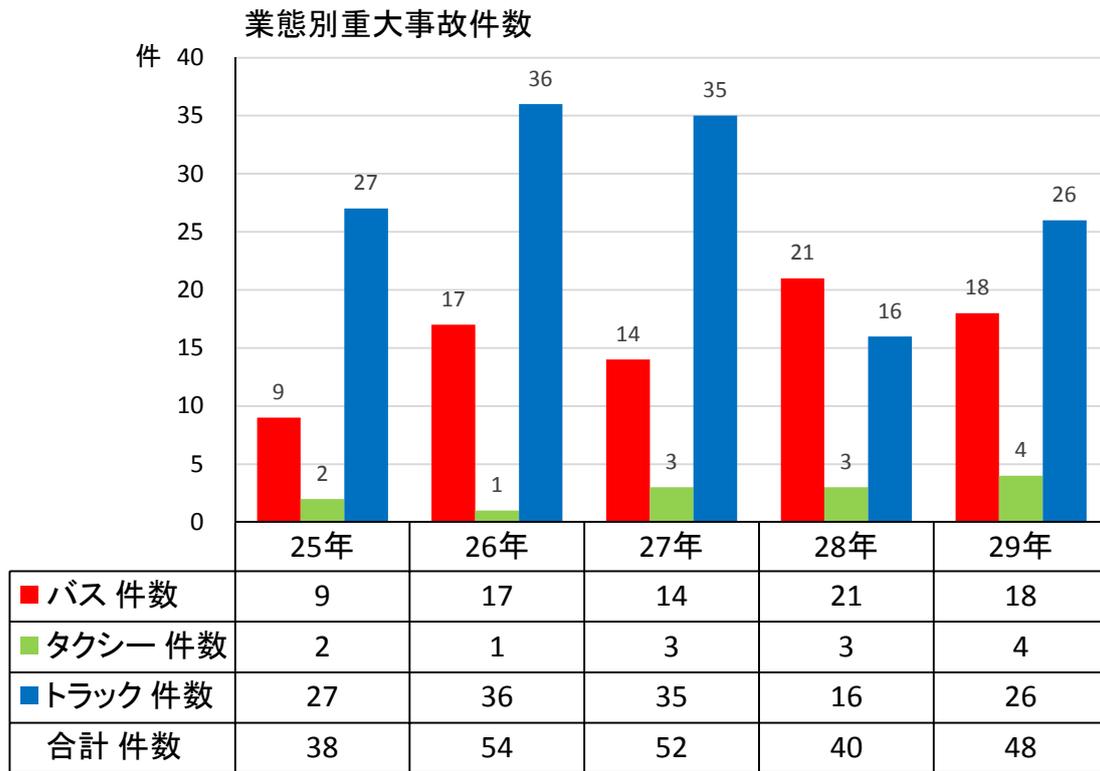


<2-11> 土砂等運搬大型自動車関係使用者及び車両数

平成29年12月末現在

保有台数別 事業種別		1台	2~4台	5~6台	7~9台	10~14台	15~20台	21~50台	51~100台	101台以上	計
		⑤ 自動車運送事業	使用者数 (車両数)	43 43	53 149	20 108	21 156	21 239	6 96	3 69	
⑥ 採石業	使用者数 (車両数)	3 3	1 3	2 10							6 16
⑦ 砕石業	使用者数 (車両数)										0 0
⑧ 砂利採取業	使用者数 (車両数)	5 5	5 14	2 10							12 29
⑨ 砂利販売業	使用者数 (車両数)	127 127	31 69		1 8	1 11					160 215
⑩ 建設業	使用者数 (車両数)	71 71	29 76	1 5							101 152
⑪ その他	使用者数 (車両数)	9 9	2 6	1 5	2 14						14 34
計	使用者数 (車両数)	258 258	121 317	26 138	24 178	22 250	6 96	3 69	0 0	0 0	460 1,306

< 1 - 1 2 > 重大事故件数の推移



3. 自動車の保有台数

< 3-1 > 石川県市郡別・車種別・用途別の保有車両数

平成30年3月31日現在

市郡別	車種別	金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	白山市		能美市		かほく市	野々市市	能美郡	羽咋郡			河北郡			鹿島郡		鳳珠郡		不明	累計		
										不明	不明			川北町	宝達志水町	志賀町	不明	津幡町	内灘町	不明	中能登町	不明	穴水町	能登町	不明				
貨物用	普通車	自家用	5,098	884	1,541	286	217	760	309	1,605	0	508	0	416	577	111	214	365	0	322	193	0	121	0	168	283	1	0	13,979
		営業用	3,703	335	963	106	113	426	208	1,494	0	478	0	241	252	114	94	187	0	94	82	0	174	0	34	79	0	0	9,177
		計	8,801	1,219	2,504	392	330	1,186	517	3,099	0	986	0	657	829	225	308	552	0	416	275	0	295	0	202	362	1	0	23,156
	小型車	自家用	18,634	1,734	3,360	675	430	1,751	692	3,822	0	1,123	0	829	1,539	188	399	760	0	855	558	0	340	0	315	495	0	0	38,499
		営業用	359	56	44	22	10	17	15	91	0	20	0	15	25	14	4	21	0	19	10	0	13	0	8	15	0	0	778
		計	18,993	1,790	3,404	697	440	1,768	707	3,913	0	1,143	0	844	1,564	202	403	781	0	874	568	0	353	0	323	510	0	0	39,277
	被けん引車	自家用	21	0	2	2	0	1	1	8	0	0	0	0	2	0	2	8	0	1	1	0	2	0	2	1	0	0	54
		営業用	264	36	62	12	1	23	2	95	0	13	0	7	19	6	1	10	0	1	6	0	1	0	0	4	0	0	563
		計	285	36	64	14	1	24	3	103	0	13	0	7	21	6	3	18	0	2	7	0	3	0	2	5	0	0	617
	軽自動車	21,357	6,600	7,583	4,127	2,924	6,541	2,539	7,190	0	3,144	0	2,370	2,217	620	1,802	3,684	0	2,635	958	0	1,967	0	1,505	2,880	0	43	82,686	
合計	49,436	9,645	13,555	5,230	3,695	9,519	3,766	14,305	0	5,286	0	3,878	4,631	1,053	2,516	5,035	0	3,927	1,808	0	2,618	0	2,032	3,757	1	43	145,736		
乗合用	普通車	自家用	92	21	32	4	0	17	1	26	0	7	0	12	6	0	7	1	0	13	6	0	3	0	0	3	0	0	251
		営業用	440	96	49	36	16	50	18	107	0	0	0	0	95	0	0	24	0	0	2	0	0	0	13	13	0	0	959
		計	532	117	81	40	16	67	19	133	0	7	0	12	101	0	7	25	0	13	8	0	3	0	13	16	0	0	1,210
	小型車	自家用	363	101	143	53	32	101	41	128	0	46	0	51	33	9	23	46	0	17	8	0	22	0	14	44	0	0	1,275
		営業用	105	41	24	13	4	29	7	23	0	3	0	3	9	0	1	17	0	0	2	0	2	0	6	11	0	0	300
計	468	142	167	66	36	130	48	151	0	49	0	54	42	9	24	63	0	17	10	0	24	0	20	55	0	0	1,575		
合計	1,000	259	248	106	52	197	67	284	0	56	0	66	143	9	31	88	0	30	18	0	27	0	33	71	0	0	2,785		
乗用	普通車	自家用	84,246	7,944	19,999	3,184	1,851	11,566	3,402	19,911	0	8,753	0	5,752	9,550	1,088	2,276	3,504	0	6,154	4,589	4	2,705	1	1,215	2,380	0	0	200,074
		営業用	350	14	32	13	2	17	2	52	0	0	0	4	8	0	3	10	0	5	7	0	2	0	2	10	0	0	533
		計	84,596	7,958	20,031	3,197	1,853	11,583	3,404	19,963	0	8,753	0	5,756	9,558	1,088	2,279	3,514	0	6,159	4,596	4	2,707	1	1,217	2,390	0	0	200,607
	小型車	自家用	101,463	11,387	25,141	5,045	2,596	15,158	5,073	25,183	0	10,883	0	7,407	10,843	1,321	3,152	4,805	2	8,004	5,491	2	3,676	2	1,755	3,498	1	0	251,888
		営業用	912	72	129	30	11	65	17	69	0	6	0	16	59	2	5	10	0	23	8	0	7	0	10	17	0	0	1,468
計	102,375	11,459	25,270	5,075	2,607	15,223	5,090	25,252	0	10,889	0	7,423	10,902	1,323	3,157	4,815	2	8,027	5,499	2	3,683	2	1,765	3,515	1	0	253,356		
軽自動車	94,484	13,493	26,310	6,287	3,468	17,940	5,298	29,143	0	12,424	0	9,073	12,650	1,555	3,309	5,014	0	9,747	6,667	0	4,359	0	1,822	4,223	0	47	267,313		
合計	281,455	32,910	71,611	14,559	7,928	44,746	13,792	74,358	0	32,066	0	22,252	33,110	3,966	8,745	13,343	2	23,933	16,762	6	10,749	3	4,804	10,128	1	47	721,276		
特種(殊用)	普通	自家用	2,869	449	663	214	114	394	171	721	0	207	0	145	231	39	95	234	0	181	94	0	64	0	81	156	0	0	7,122
		営業用	1,451	227	145	57	42	48	75	889	0	30	0	67	176	43	18	34	0	36	13	0	12	0	28	37	0	0	3,428
		計	4,320	676	808	271	156	442	246	1,610	0	237	0	212	407	82	113	268	0	217	107	0	76	0	109	193	0	0	10,550
	小型	自家用	557	115	154	43	24	104	62	151	0	33	0	55	82	14	18	40	0	26	19	0	20	0	9	44	0	0	1,570
		営業用	88	14	8	1	1	2	2	12	0	5	0	0	3	0	1	1	0	4	1	0	0	0	0	1	0	0	144
	計	645	129	162	44	25	106	64	163	0	38	0	55	85	14	19	41	0	30	20	0	20	0	9	45	0	0	1,714	
	大型	自家用	1,427	340	508	183	143	250	137	532	25	122	14	91	104	77	81	207	2	113	47	10	50	3	61	157	12	0	4,696
営業用		2	19	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	
計	1,429	359	511	183	143	250	137	533	25	122	14	91	104	77	81	207	2	113	47	10	50	3	61	157	12	0	4,721		
軽自動車	649	83	98	41	20	83	34	181	0	53	0	54	73	8	37	34	0	45	39	0	15	0	12	19	0	0	1,578		
合計	7,043	1,247	1,579	539	344	881	481	2,487	25	450	14	412	669	181	250	550	2	405	213	10	161	3	191	414	12	0	18,563		
二輪	小型二輪車	4,500	454	1,312	195	132	828	212	1,344	0	601	0	289	574	52	180	220	0	429	333	1	183	0	56	168	0	0	12,063	
	軽二輪車	3,510	334	994	196	98	728	166	900	0	419	0	283	454	45	119	163	0	386	221	0	140	0	51	146	0	0	9,353	
	原付二種	2,584	206	471	123	68	314	88	558	0	198	0	130	222	18	79	93	0	197	92	0	66	0	36	111	0	0	5,654	
	原付一種	11,489	1,260	1,723	1,041	566	1,508	449	1,832	0	753	0	685	864	86	358	715	0	540	422	0	464	0	260	802	0	0	25,817	
	合計	22,083	2,254	4,500	1,555	864	3,378	915	4,634	0	1,971	0	1,387	2,114	201	736	1,191	0	1,552	1,068	1	853	0	403	1,227	0	0	52,887	
総計	361,017	46,315	91,493	21,989	12,883	58,721	19,021	96,068	25	39,829	14	27,995	40,667	5,410	12,278	20,207	4	29,847	19,869	17	14,408	6	7,463	15,597	14	90	941,247		

< 3 - 2 > 市郡別人口及び保有車両数

人 口 : 平成30年4月 1日現在

保有車両数 : 平成30年3月31日現在

市 郡 別	人 口	保有車両数	1両当たり人口
金 沢 市	464,483	361,017	1.29
七 尾 市	53,256	46,315	1.15
小 松 市	106,658	91,493	1.17
輪 島 市	25,563	21,989	1.16
珠 洲 市	13,658	12,883	1.06
加 賀 市	65,287	58,721	1.11
羽 咋 市	21,067	19,021	1.11
白 山 市	109,987	96,093	1.14
能 美 市	48,942	39,843	1.23
か ほ く 市	34,414	27,995	1.23
野 々 市 市	55,669	40,667	1.37
市 部 計	998,984	816,037	1.22
能 美 郡	6,332	5,410	1.17
河 北 郡	63,635	49,733	1.28
羽 咋 郡	32,013	32,489	0.99
鹿 島 郡	17,015	14,414	1.18
鳳 珠 郡	24,624	23,074	1.07
郡 部 計	143,619	125,120	1.15
	0	90	
県 計	1,142,603	941,247	1.21

※人口：石川県県民交流課統計情報室資料による。

※保有車両数：登録自動車、軽自動車及び各市町所管の原動機付自転車の合計。

< 3 - 3 > 過去10年の保有車両数及び人口の推移

人 口 : 平成30年4月 1日現在

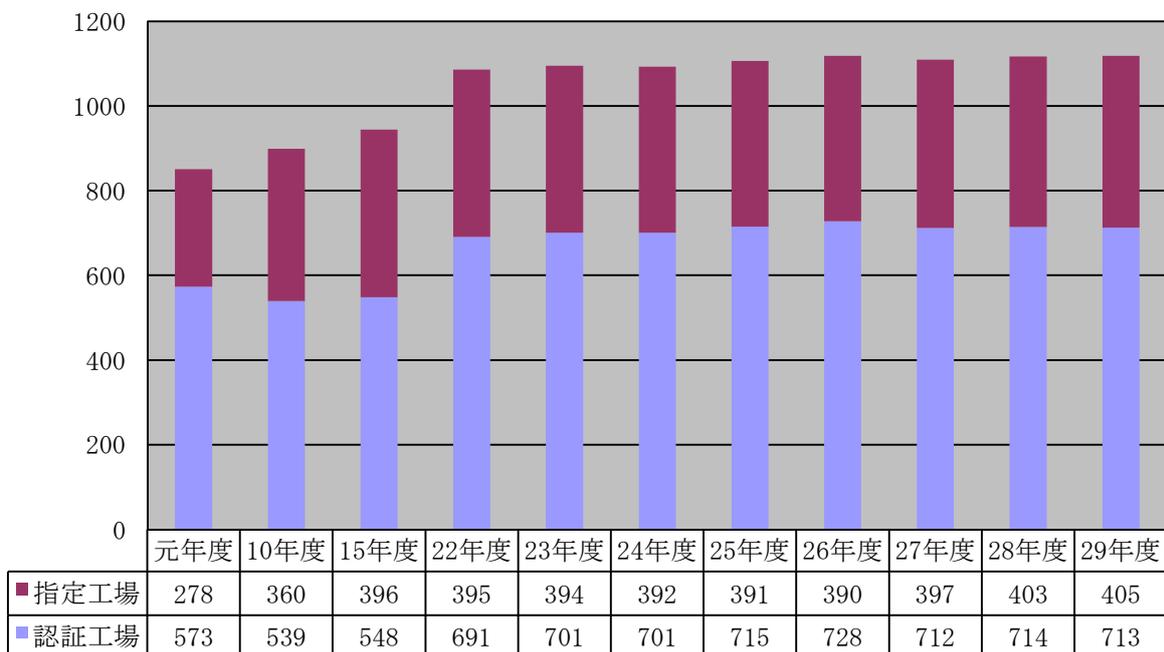
保有車両数 : 平成30年3月31日現在

年	保有車両数	10年対比	人 口	10年対比	1両当たり人口
21	916,718	100.0	1,166,507	100.0	1.27
22	916,653	100.0	1,163,968	99.8	1.27
23	915,088	99.8	1,166,643	100.0	1.27
24	919,278	100.3	1,162,587	99.7	1.26
25	922,550	100.6	1,158,366	99.3	1.26
26	929,071	101.3	1,155,151	99.0	1.24
27	932,608	101.7	1,151,666	98.7	1.23
28	934,291	101.9	1,150,165	98.6	1.23
29	937,957	102.3	1,146,693	98.3	1.22
30	941,247	102.7	1,142,603	98.0	1.21

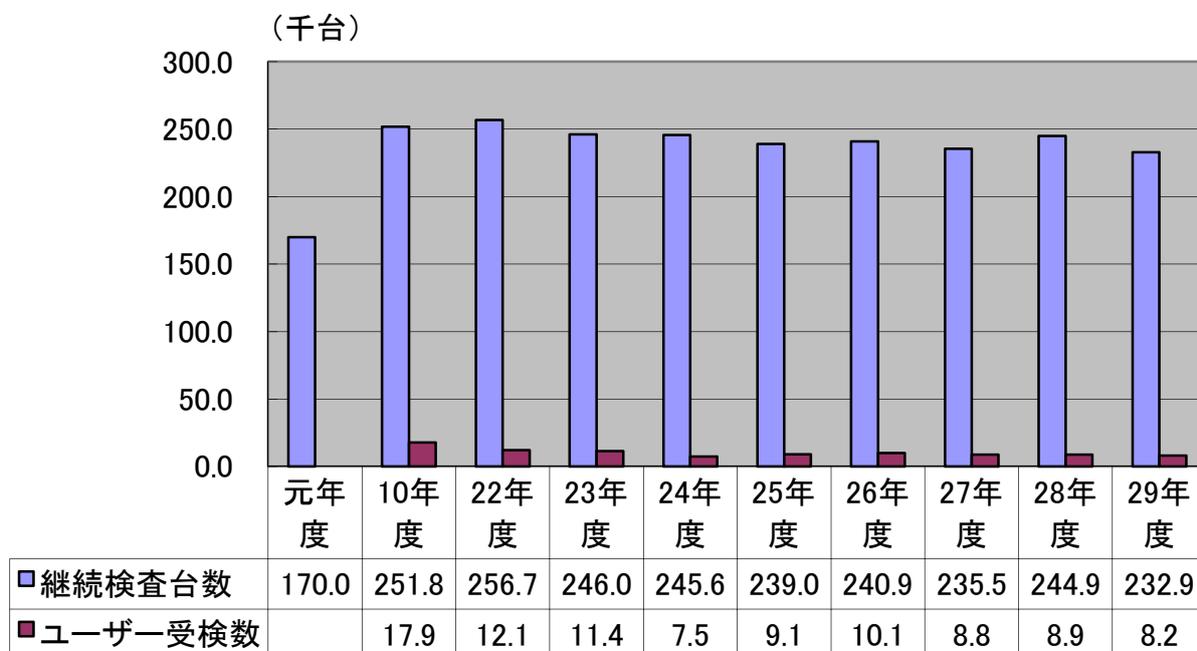
※人口：石川県県民交流課統計情報室資料による。

4. 自動車の整備・検査関係

< 4 - 1 > 整備工場の推移



< 4 - 2 > 検査台数の推移

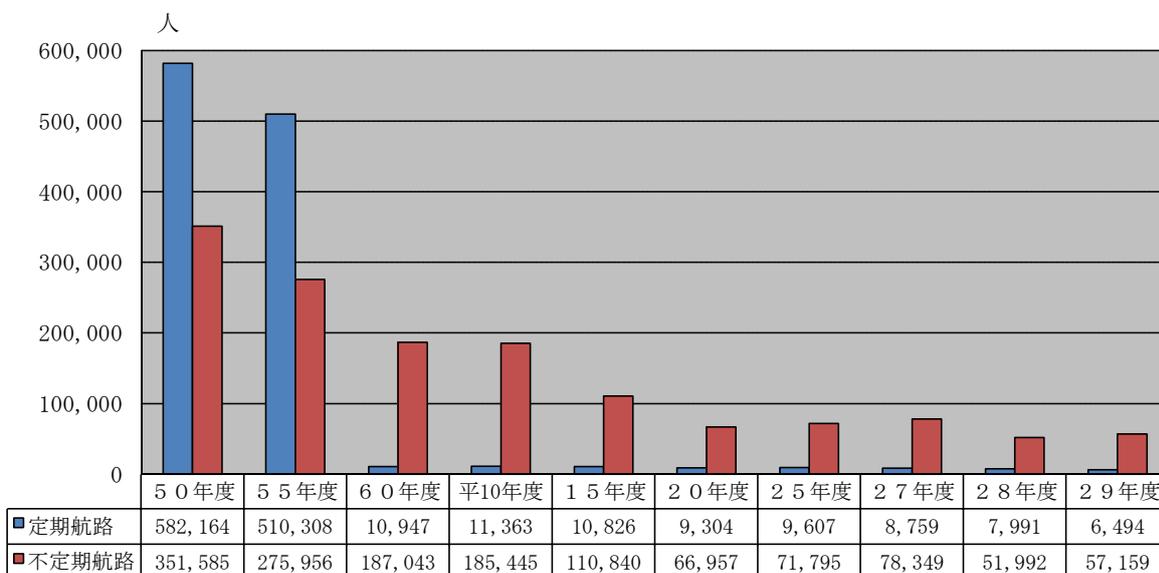


5. 海事関係

< 5 - 1 > 旅客航路等事業者数及び輸送状況

年 度	27年度		28年度		29年度	
	事業者数	旅客人員	事業者数	旅客人員	事業者数	旅客人員
定期旅客航路	1	8,759	1	7,991	1	6,494
不定期航路	3	82,443	3	51,992	3	57,159
人の運送をする航路	44	10,268	39	9,115	49	8,299

< 5 - 2 > 旅客船の輸送人員の推移

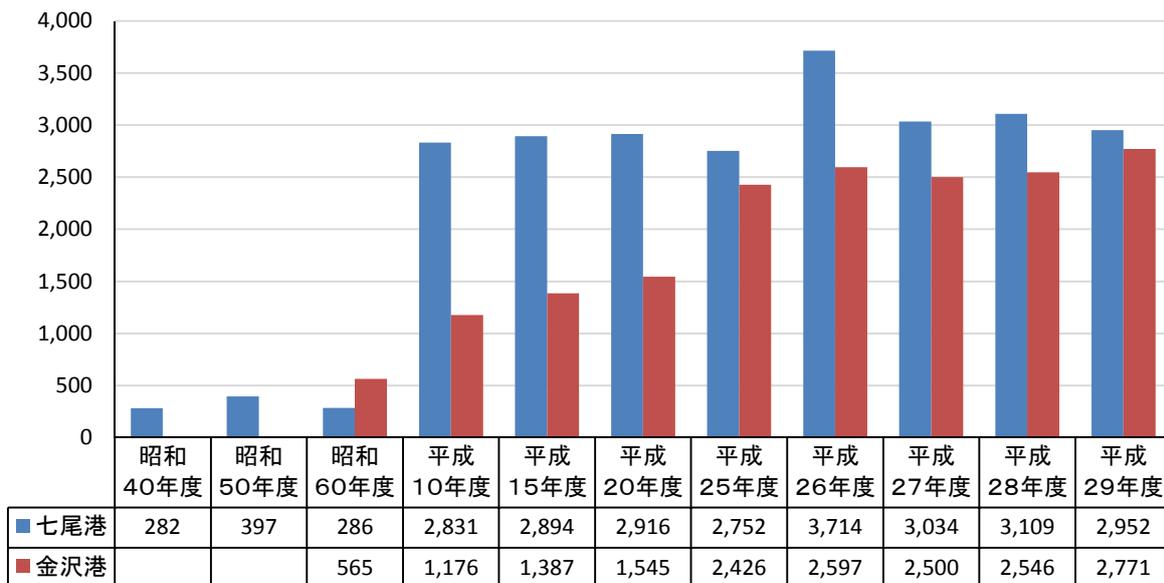


< 5 - 3 > 港湾運送事業者数（検数・検量及び港湾運送関連事業者数）

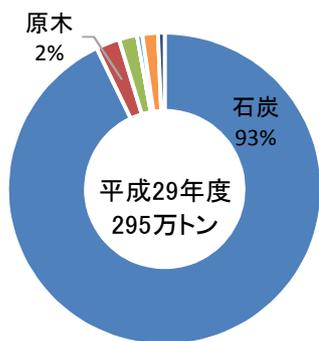
平成29年3月末現在

港湾	港湾運送事業					検数検量		港湾運送関連事業							
	実事業者数	一般港湾運送事業	荷役事業	はしけ運送事業	いかだ運送事業	検数事業	検量事業	実事業者数	船艙内清掃	クリーニング	荷造	荷直	警備	固定	区画
七尾港	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1
金沢港	2	1	2	0	1	1	1	2	1	0	3	3	0	1	1

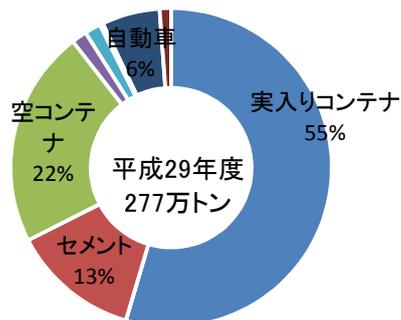
< 5 - 4 > 七尾港・金沢港の港湾運送取扱貨物の推移



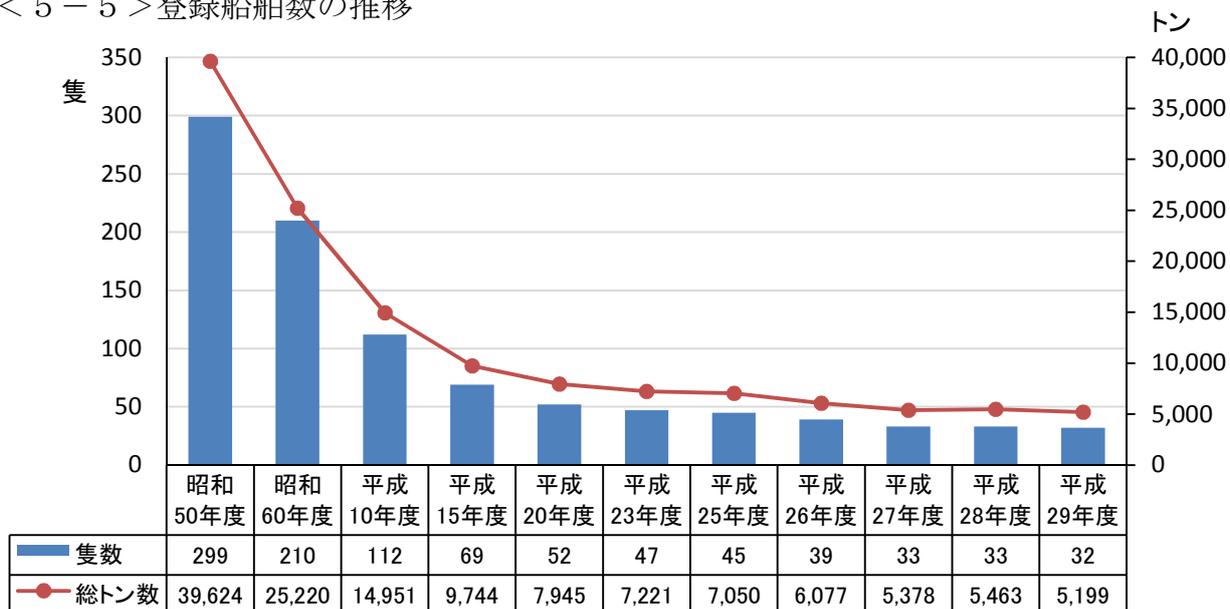
七尾港の主な取扱貨物



金沢港の主な取扱貨物



< 5 - 5 > 登録船舶数の推移



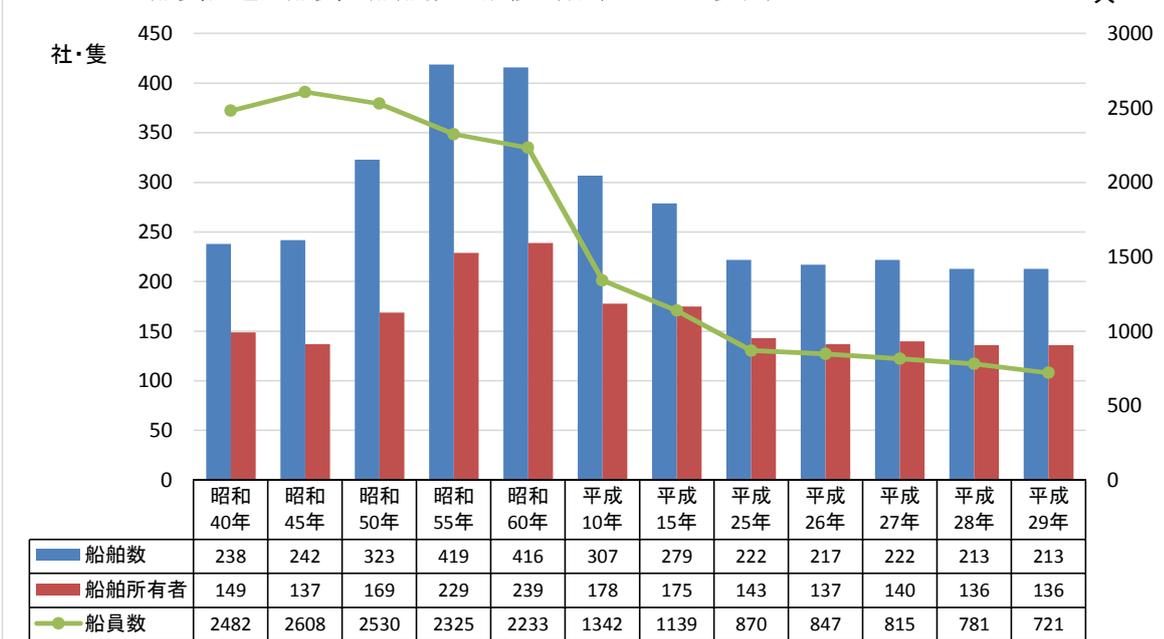
< 5 - 6 > 造船所事業者及び事業場数

平成30年3月末現在

区 分	事業者数	区 分	事業場数	
小型船造船業（登録）	7	小型鋼船	造船業	4
			修繕業	1
		木 船	造 船	5
			修繕業	1
造船法届出事業	6(5)	F R P 船等の製造・修理	6	
合 計	8	合 計	17	

※造船法届出事業者のうち（ ）内は、小型船造船業も営んでいる者で内数

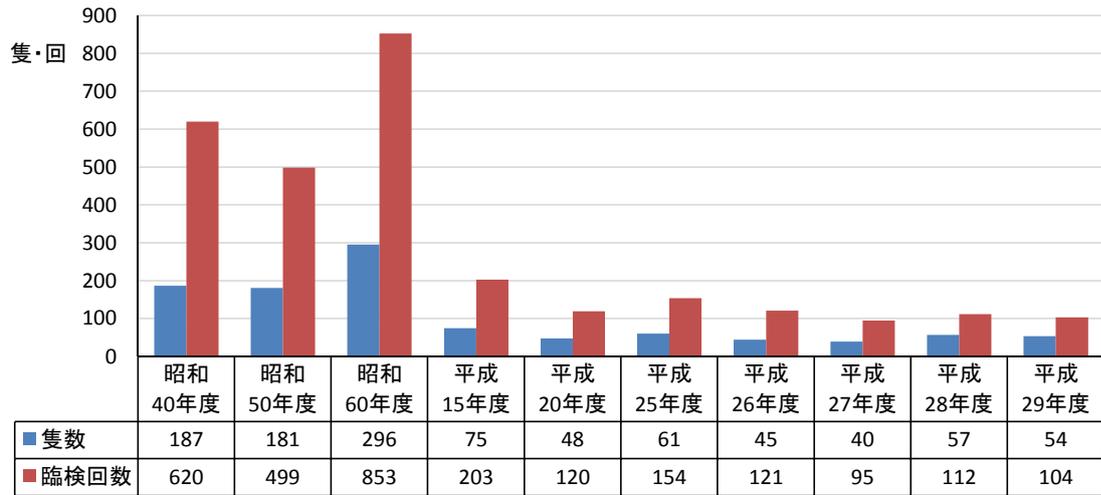
< 5 - 7 > 船員法適用船員・船舶数の推移（各年10月1日現在）



< 5 - 8 > 船員労務官監査実績及び違反処理実績

区 分	27年度	28年度	29年度
監 査 数	43	47	58
違 反 者 数	4	1	2
違 反 件 数	4	1	3
勸 告 者 数	1	3	0
勸 告 件 数	1	4	0
指 示 指 導 者 数	9	7	12
指 示 指 導 件 数	23	15	16
送 致 件 数	0	0	0

< 5 - 9 > 船舶検査隻数及び臨検回数の推移



< 5 - 1 0 > P S C (外国船舶の監督) 業務実績

区 分	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度
七 尾 港	17	20	29
金 沢 港	0	2	3
合 計	17	22	32

6. 関係事業者団体

(1). 認可法人

平成30年10月1日現在

法人名	所在地	設立年月日	代表者	電話番号
軽自動車検査協会 石川事務所	金沢市新保本4丁目65番地8	昭和 48年4月1日	田中利直	(050) 3816-1853
独立行政法人 自動車事故対策機構 石川支所	金沢市直江東1丁目2番地 (石川県自動車会館内)	昭和 49年7月16日	川口秀一	(076) 239-3207

※軽自動車検査協会石川事務所は平成31年2月12日に金沢市直江東2丁目123番地1に移転

(2). 特例民法法人

平成30年10月1日現在

法人名	所在地	設立年月日	代表者	電話番号
一般社団法人 石川県自動車会議所	金沢市直江東1丁目2番地 (石川県自動車会館内)	昭和 43年6月1日	要明英二	(076) 256-5970
公益社団法人 石川県バス協会	金沢市直江東1丁目2番地 (石川県自動車会館内)	昭和 51年8月4日	加藤敏彦	(076) 225-7560
一般社団法人 石川県トラック協会	金沢市栗崎町4丁目84-10	昭和 49年5月18日	久安常信	(076) 239-2511
一般社団法人 石川県タクシー協会	金沢市鞍月2丁目1番地 (石川県IT総合人材センター内)	平成 27年4月1日	市村祐二	(076) 254-1348
一般社団法人 石川県自動車 整備振興会	金沢市直江東1丁目2番地 (石川県自動車会館内)	昭和 26年10月3日	松井國紀	(076) 239-4001
一般社団法人 金沢港振興協会	金沢市尾山町9-13 (金沢商工会議所内)	平成 4年6月16日	安宅建樹	(076) 263-3710

(3).その他事業者団体

平成30年10月1日現在

名 称	所 在 地	代 表 者 名	電 話 番 号
石 川 県 倉 庫 協 会	野々市市徳用町19	中野 廣志	(076) 248-6681
北 陸 冷 蔵 倉 庫 協 議 会	白山市宮永町2848番地 (若松梱包運輸倉庫(株)内)	若松 明夫	(076) 275-0915
石 川 県 冷 蔵 倉 庫 協 会	白山市宮永町2848番地 (若松梱包運輸倉庫(株)内)	若松 明夫	(076) 275-0915
石 川 県 自 動 車 販 売 店 協 会	金沢市直江東2丁目122番地1	要明 英二	(076) 238-5177
石 川 県 中 古 自 動 車 販 売 協 会	白山市下柏野町258	宮前 正明	(076) 276-9381
石 川 県 軽 自 動 車 協 会	金沢市直江東2丁目122番地1	岡田 喜一	(076) 238-5177
石 川 県 レンタカー協会	金沢市神田1丁目3-10	安念 秋一	(076) 241-2129
金沢個人タクシー協同組合	金沢市玉鉾町イ253-2	野谷 実	(076) 291-2551
石川県自動車車体整備協同組合	金沢市直江東1丁目2番地 (石川県自動車会館内)	車 豊	(076) 225-8961
石 川 県 海 事 広 報 協 会	七尾市矢田新町地先埋立地 (七尾海陸運送(株)内)	大森 信夫	(0767) 53-1250
七尾港整備・振興促進協議会	七尾市三島町70番地1 (七尾商工会議所内)	大林 重治	(0767) 54-8888
日本小型船舶検査機構金沢支部	金沢市駅西新町2-15-37 (コーワ102ビル内)	妙木 恵一	(076) 222-2645
七尾水先区水先人会	七尾市矢田新町ニ-162 (ポートサイド七尾内)	木下 博	(0767) 53-1192
石 川 県 造 船 組 合	七尾市昭和町64 (株清水造船建設内)	清水 真澄	(0767) 53-1313
石川県船用内燃機工業組合	輪島市鳳至町下町164 (鈴木鉄工所内)	鈴木 敏之	(0768) 22-0348
船員災害防止協会北陸信越支部 七尾地区支部	七尾市矢田新町二部162番地3 (北陸曳船(株)内)	宮下 新市	(0767) 53-8211
全日本海員組合北陸支部	金沢市北安江3丁目1-38 (石川県水産会館4階)	鴨頭 明人	(076) 260-0444

7. 北陸信越運輸局管内運輸支局等

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
北陸信越運輸局 ホームページアドレス	950-8537	新潟市中央区美咲町1丁目2-1 http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/	TEL 025-285-9000 FAX 025-285-9170
新潟運輸支局 ホームページアドレス	950-0961	新潟市中央区東出来島1-4-26 http://www.th.mlit.go.jp/hokushin/nigata/	TEL 025-285-3123 FAX 025-285-0473
長岡自動車検査 登録事務所	940-1104	長岡市撰田屋町2-6-43-1	TEL 050-5540-2041 FAX 0258-22-3487
長野運輸支局 ホームページアドレス	381-8503	長野市西和田1丁目3-5-4 http://www.th.mlit.go.jp/hokushin/nagano/	TEL 026-243-4384 FAX 026-244-1462
松本自動車検査 登録事務所	399-0014	松本市平田東2丁目5-10	TEL 050-5540-2043 FAX 0263-86-4751
富山運輸支局 ホームページアドレス	930-0992	富山市新庄町馬場8-2 http://www.th.mlit.go.jp/hokushin/toyama/	TEL 076-423-0894 FAX 076-423-1525
伏木庁舎	933-0105	高岡市伏木錦町1-1-15	TEL 0766-44-1367 FAX 0766-44-1368
石川運輸支局 ホームページアドレス	920-8213	金沢市直江東1丁目1 http://www.th.mlit.go.jp/hokushin/ishikawa/	TEL 076-208-6000 FAX 076-208-6001
七尾庁舎	926-0015	七尾市矢田新町二部1-7-2	TEL 0767-53-1120 FAX 0767-54-8120

独立行政法人自動車技術 総合機構北陸信越検査部 ホームページアドレス	950-0961	新潟市中央区東出来島1-4-26 https://www.naltec.go.jp/	TEL 025-282-1330 FAX 025-283-5558
長岡事務所	940-1104	長岡市撰田屋町字外川2-6-43-1	TEL 0258-22-3382 FAX 0258-22-3487
長野事務所	381-8503	長野市西和田1丁目3-5-4	TEL 026-243-5542 FAX 026-244-1462
松本事務所	399-0014	松本市平田東2丁目5-10	TEL 0263-58-0520 FAX 0263-86-4751
富山事務所	930-0992	富山市新庄町馬場8-2	TEL 076-491-6637 FAX 076-423-5509
石川事務所	920-8213	金沢市直江東1丁目1	TEL 076-290-7001 FAX 076-290-7010



検査場外観